

令和2年第11回ニセコ町議会定例会 第1号

令和2年12月9日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 副町長の宣誓
- 5 行政報告
- 6 選挙第 1号 ニセコ町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 7 陳情第 6号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書提出を求める陳情書
(陳情者/ニセコ町農民同盟 委員長 大田和広)
- 8 委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告
(産業建設常任委員会報告)
- 9 認定第 1号 令和元年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について
(決算特別委員会報告)
- 10 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 11 議案第 1号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 12 議案第 2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 13 議案第 3号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 14 議案第 4号 指定管理者の指定について（後志南部地区地域資源循環管理施設）
(提案理由の説明)
- 15 議案第 5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画書の一部変更について
(提案理由の説明)
- 16 議案第 6号 ニセコ町道路線の認定について（元町東通）
(提案理由の説明)
- 17 議案第 7号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(提案理由の説明)
- 18 議案第 8号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 19 議案第 9号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)
- 20 議案第10号 令和2年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)

2 1 議案第 1 1 号 令和 2 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算
(提案理由の説明)

2 2 発議第 1 1 号 日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書案
(提出者/ニセコ町議会議員 齊藤うめ子)

○出席議員 (10名)

1 番 篠 原 正 男	2 番 木 下 裕 三
3 番 高 瀬 浩 樹	4 番 榊 原 龍 弥
5 番 齊 藤 うめ子	6 番 浜 本 和 彦
7 番 小 松 弘 幸	8 番 高 木 直 良
9 番 青 羽 雄 士	1 0 番 猪 狩 一 郎

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長	片 山 健 也
副 町 長	山 本 契 太
会 計 管 理 者	加 藤 紀 孝
総 務 課 長	阿 部 信 幸
防 災 専 門 官	青 田 康 二 郎
企 画 環 境 課 参 事	柏 木 邦 子
税 務 課 長	芳 賀 善 範
町 民 生 活 課 長	中 村 正 人
保 健 福 祉 課 長	桜 井 幸 則
農 政 課 長	中 川 博 視
国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	石 山 智
商 工 観 光 課 長	福 村 一 広
商 工 観 光 課 参 事	高 橋 葉 子
建 設 課 長	高 瀬 達 矢
建 設 課 参 事	黒 瀧 敏 雄
上 下 水 道 課 長	石 山 康 行
総 務 係 長	馬 渕 淳
財 政 係 長	島 崎 貴 義
教 育 長	片 岡 辰 三
学 校 教 育 課 長	前 原 功 治
町 民 学 習 課 長	佐 藤 寛 樹

幼 児 セ ン タ ー 長
農 業 委 員 会 事 務 局 長

酒 井 葉 子
山 口 丈 夫

○出席事務局職員

事 務 局 長
書 記

佐 竹 祐 子
佐 藤 秀 美

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第11回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において9番、青羽雄士君、1番、篠原正男君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの8日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件を受理しております。その内容は、別紙のとおりです。

次に、9月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 副町長の宣誓

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、11月20日、副町長に就任されました山本副町長から、ニセコ町まちづくり基本条例第26条第2項の規定により、就任時の宣誓を行いたい旨申出がありましたので、これを許します。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） おはようございます。去る11月17日に招集されました第10回ニセコ町議会臨時会において、ニセコ町副町長として選任同意をいただきました山本です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、副町長就任に当たり、ニセコ町まちづくり基本条例第26条第2項の規定に基づきまして宣誓をさせていただきます。

宣誓、私は副町長の職が議会の皆様とひいては町民の皆様の信託によるものであることを深く自覚し、町長の補佐役としてその職務に誠心誠意取り組んでまいります。ここに、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とニセコ町まちづくり基本条例が体現する住民自治の精神を引き継ぎ、私たち町民一人一人が自ら考え、行動することによるまちづくりを追及し、公正かつ誠実に職務に取り組むことを固く誓います。

令和2年12月9日、ニセコ町副町長、山本契太。

よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 以上で副町長の宣誓を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第11回ニセコ町議会定例会に当たり、行政報告をさせていただきます。

コロナが終息しない状況にありまして、町民の皆さんの生活を含めて大変苦しい状況かと思いますが、いろんな英知を集めて何とか乗り越えたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、行政報告、令和2年12月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

行政報告書おめくりいただきまして、まず、総務課の関係であります。その2番目として羊蹄山麓町村長会議、10月9日以降ずっと記載のとおりそれぞれ開催をさせていただいております。11月25日の中におくすり手帳というのが書いてありますが、これは羊蹄山麓、できれば後志地域全体でということも含めて検討しておりますが、この薬の手帳がカード化、電子化することによって多重受診の防止、医療費の適正化、また最近では飲み合わせによって逆に薬によって脳卒中を起こすすとか心臓の障害を起こすという健康被害が、薬害被害が多くあるということで、これらを防止すること、それから個人のデータをきちっと管理して、健康に役立てるということ、それからこ

れからの非接触型社会の中に一石を投ずるということもありまして、現在これらを共同でできないかということも含めて検討しているという内容でございます。

その下、3として寿都町における高レベル放射性廃棄物地層処分事業に係る文献調査ということを書いておりますが、これまで、別紙の資料をちょっと見ていただきたいと思います。一番最後のページのところに、行政報告書の一番最後、1枚目、2枚目が別紙1、別紙2ということで記載させていただいております。まず、これまで議会でも報告させていただきましたが、羊蹄山麓町村長会議で、ここに記載のとおり、放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言するということの確認を行っております。これに基づいて寿都町長、それから神恵内村長に文書でこの確認事項を送り、対処いただきたいという旨の文書を出しております。この裏面を見ていただきますと、羊蹄山麓町村長会議構成町村のそれぞれの町村長の氏名を掲載したところがあります。これに対して11月9日、寿都町長からこの別紙2にあるとおりの文書が来たということのご報告でございます。今後ともこれらの対応につきましては羊蹄山麓町村長会等で連携をしながら取り進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次、2ページ目でありまして、それぞれ後志広域連合の各会議等記載しております。また、財政や自治体情報システム、それから教育研修センターの関係を記載しているところであります。

次、3ページ目をおめぐりいただきたいと思います。9として後志町村長行政視察、11月5日から6日、行ったところであります。この11月5日のウポポイの視察の後、全後志の町村長が集まって、寿都町長と神恵内村長から放射性廃棄物最終処分場の文献調査に応募したことに対して理解してほしいという説明が行われました。50分ほどの時間があって、意見交換させていただきましたが、他町村への影響をどう考えるのか、他町村が納得してもらえるような説明をどうするのか、あるいは国の税金を使う以上最後まで進む覚悟があるのかというような様々な質問が各町村長からなされました。議論については最後までかみ合わなかったというふうに私自身は思っておりますし、私も今回の決定について、ほかの町村への影響について質問させていただいたというような状況であります。

その下、10でありまして、新たな過疎対策法における過疎地域の振興に関する要請活動ということに記載して、11月9日、北海道内13市町村で合同で国の国会議員等に要請活動を行っております。新聞等でご承知かと思いますが、ニセコ町議会議員の皆様それぞれグループ分けして、大変なご尽力で要請活動行いただきました。こういった熱意が通じまして、今日の北海道新聞にも記載ありますとおり、現在のところの情報では案としてはニセコ町は存続させる団体に入っているということでありまして、今朝の官庁速報等におきましても現行の過疎団体においては要件を満たしているものについては引き続き過疎地域指定をするという方向のことが載っております。ご承知のとおり、本町におきましては、高齢化比率が35%以上、または若年者比率が11%以下の市町村、人口が30%以上減っていれば適用するということの記載がありまして、この中で人口要件というのはほとんど実は外れることが多いのでありますが、若年者比率が11%以下という要件に対してニセコ町は9.7という状況であると。人口が30%以上減っていれば適用するというので、これも36.7ということで、なお10年間引き続き今の情報では残るのではないかと。それと、もう一つの要件でありま

す財政力指数が全町村平均0.40以下の団体ということもありまして、ニセコ町、現在0.3前後という状況でありますので、ここも引っかかるのではないかとというふうに考えておりまして、皆さんの本当にご努力のおかげで今の状況では残れるのではないかとということ踏んでおりまして、今後とも、議員提案、議員立法ということでもありますので、与党以外の議員に対しても引き続きの要請活動を行っていく必要があるというふうに考えているところであります。議会の皆さんの活動に改めて深く感謝を申し上げたいと思います。

以下、11としてニセコ町議員報酬等審議会、これは議員や特別職の期末手当の減額の審議を行っております。

また、その下、表彰審議委員会、それから以下、13として一般社団法人社会創発塾、これは前文科副大臣でありました鈴木寛先生の率いる慶応大学、あるいは東京大学で行っている社会創発塾、あるいは札幌新陽高校との教育連携に関する協定ということで、後ほど教育長のほうから詳細な説明があるというふうに考えておりますが、今後とも多様な連携を進めることにより教育、文化、人材交流の拠点としての価値が本町に根づくことを期待したいと考えております。

その下、14として土地の寄贈につきまして、記載のとおりとなっております。

その下、15として2020年冬季の電力需給見通しということで、北海道電力ネットワークセンターのほうから説明をいただいております、冬季における、この冬における見通しは供給予備率が最も低い1月においても供給予備力25万キロワット、供給予備率4.7となる見込みで、最低限必要な供給予備率3%を確保できる見込みということで、電力については今現在のところ不安はないという説明を受けております。

16以下、泊原子力発電所の安全対策等記載しております。

その下、17として一日防災学校であるとか、18として防災教育に関する講師の派遣等、記載のとおりとなっております。

以下、原子力に関してと災害関係、ずっと5ページ目まで書いておりまして、5ページ目の後段、26、令和2年度ニセコ町原子力防災総合訓練を10月31日、実施させていただいております。この中で町民センターにおいて新型コロナウイルス感染対策の避難所運営訓練等も行ったところであります。

以下、引き続き防災関係記載しておりますが、6ページ目の下段のほうです。30として福井地区親交会防災委員研修会への講師派遣ということで、福井地区コミュニティセンターでこういった訓練が行われております。今後各町内会、自治会でのこうした研修が広がり、自主防災組織の創設につながっていくことを期待したいと考えております。

次に、7ページ目をおめぐりいただきまして、企画環境課の関係であります。その下、中ほど、3として小・中学生まちづくり委員会、10月29日、11月7日、それぞれ記載のとおりとなっております。

その下、4として国際交流事業の実施状況についてということで、交際交流員、CIRの委嘱ということで、ホー・リー・シンさん、マレーシア国籍の方に交際交流、引き続き担っていただくということで、商工観光課配属ということで、記載のとおり任期間となっております。いろんな

面でもまた活躍いただければありがたいというふうに思っております。

以下、(2)から国際交流事業、それぞれ8ページ目もずっと書いておりました、日本語の教室であるとか英語の教室、中国語の勉強等、記載のとおりとなっております。

9ページ目御覧いただきまして、5として令和2年度デマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。現在コロナ禍にあつて、人数等も相当少なくなっているというのが実情ということでもあります。

次、10ページ目ではありますが、6としてふるさとづくり寄附、ふるさと住民票の関係、記載のとおりとなっております。9月報告以降600万円増加をして、寄附をいただいているという状況であります。

次、11ページ目をおめくりいただきたいと思っております。中ほどではありますが、まちづくり懇談会、下記のとおり予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして今年につきましては残念ながら中止をし、コロナウイルス等が落ち着いた状況で再開させていただきたいというふうに考えているところであります。

9としてこんにちは・おぼんです町長室の状況を書いておりました。

それから、12ページ目、11が行政視察の受入れ状況ということではありますが、12として広報広聴検討会議を10月30日開催させていただいております。

次、13ページ目おめくりいただきたいと思っておりますが、14番目として環境審議会、それぞれ11月17日に通算でいくと33回目となる審議会を開催したり、あるいは(2)としてそれぞれ部会を設けて、会議を行っているところであります。

その一番下、15、環境モデル都市推進委員会、11月5日に開催させていただいております、エネルギーの関係の調査等の内容について説明をさせていただいたところであります。

また、14ページ目に各部会それぞれ開催させていただいておりますが、記載のとおりとなっております。

その中ほどに(3)として持続可能な都市に関するハイレベルセミナーということで、環境省主催の国際会議でニセコ町の環境モデル都市、SDGs未来都市の取組を報告をさせていただいております。

その下、16としてショートウェイシティ検討会、これは移動距離が短い街区、できるだけエネルギーを使わない街区形成についての検討会を行っているというような状況であります。

14ページ目の一番下ではありますが、ニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会、第10回が11月6日、第11回が、次のページではありますが、12月4日、町民センターで開催させていただいております。

その下、19としてニセコ町地球温暖化対策推進委員会、記載のとおりとなっております。

その下、20が自治創生総合戦略会議、第11回自治創生協議会を開催しているところであります。

その下の21としてSDGsに係る取組状況、それぞれ記載のとおり書いておりました、この中でまちづくり町民講座も何度か開催しておりますが、9月17日には日本のみならず世界でも有名な建築家であります土谷貞雄先生、あるいは地方創生でも脚光を浴びております株式会社エンジョイワークスの代表取締役の福田和則さんに来ていただいたり、それから中国と日本の橋渡しで活躍され

ておられます魯迅美術学院の杓名美和教授にもご参加いただいて、ニセコ町のまちづくりについてご議論をいただいたところでもあります。

また、16ページ目ではありますが、里山資本主義を提唱されております藻谷浩介先生を囲んで懇談会を行い、あるいは株式会社トビムシの竹本さんにも登壇いただいて、情報共有をさせていただいたところでもあります。

その下ではありますが、(3)としてN I S E K O生活・モデル地区構築事業住民説明会の開催ということで、10月17日、11月7日、それぞれ開催させていただいております。

その下、(4)、町内事業者向け高断熱・高気密住宅研修会の実施ということで、10月1日、記載のとおり実施しているところでもあります。

また、10月20日にはN I S E K O生活・モデル地区構築事業に係る埋蔵文化財の試掘調査が行われておりまして、遺構等のものは確認されなかったということでもあります。

次に、17ページ目ではありますが、SDG s 関連のそれぞれ会議等、記載のとおりとなっております。また、最近修学旅行等でニセコ町の環境モデル都市、SDG s の関連の研修等も多数行われるようになっておりまして、そのことも記載しております。

一番下、22としてニセコ中央倉庫群利用の状況について書いておりますが、コロナ感染の拡大の状況から利用者については減っている状況となっております。

23として地域おこし協力隊の任用ということで、本年10月に新たに地域おこし協力隊5人を任用し、計23名の皆さんが町内各事業所で活躍をいただいております。今回採用になった方はそこに記載のとおり鎌田諭さん、重野友紀さん、加藤恵梨さん、加藤亮介さん、渡邊明希さん、以上が配属先、それぞれ記載のとおりとなっておりますが、本町で活躍いただくこととなっております。

一番下、集落支援員の任用ということで、平尾眞紀子さんが新たな集落支援員として活動いただいているところでもあります。

次、19ページ目、26としてオンライン移住相談会の出展ということで、記載のとおりとなっております。

その下、28、ボアオ文化産業フォーラムということで、11月14日、期間としてはこれよりもっと長く行われておりますが、アジアにおけるダボス会議と言われている大きな会議でありまして、これまで福田総理大臣も出席をされているような会議であります。今回コロナにおいて全てが、基本的に外国とはネットにつながるということになっておりまして、ニセコ町からもニセコ町の観光やまちづくりに対するV T R でビデオを配信させていただいて、参加をさせていただいたというような状況であります。

次、20ページ目ではありますが、税務課の関係であります。町税収納実績については記載のとおりとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により前年対比で入湯税は3,480万円、固定資産税は3,100万円の減収となっており、今後さらにこの減収というのは大きく前年比較ではなっていくのではないかとこのように考えております。

次、21ページ目ではありますが、町民生活課の関係で、町民センターの貸し館状況、それから2としてマイナンバーの状況、記載のとおりとなっております。

それから、3として羊蹄山麓環境衛生組合関係町村長会議が12月1日開催されております。羊蹄衛生センターの隣接地7,000平方メートルを新たな施設建設用地として取得するため、11月9日開催の令和2年度第2回羊蹄山麓環境衛生組合議会臨時会において財産の取得について可決し、11月13日、土地所有者と売買契約を締結したということであります。倶知安町字比羅夫266番地の土地、原野が2,335平方メートル、山林が4,665平方メートル、合わせて7,000平方メートルであります、3,000万円で購入したということであります。

4として一般廃棄物の処理状況、記載のとおりとなっております、観光入り込みの減少等によって193トン前年対比で落ちているというような状況であります。

次、22ページ目であります、使用済み小型家電の回収を記載のとおり行っております。また、クリーン作戦、あるいは衛生組合連合会、残念ながら書面開催ということにしております、記載のとおり行っております。

その下、中ほど、8として交通安全運動の推進についてということで、秋の交通安全運動、以下交通安全対策を記載のとおり行ってきたところであります。現在交通事故死ゼロの日が本日で1,875日となっているところであります。

次めくっていただきまして、23ページ目、無料法律相談、以下記載のとおりとなっております。

次、保健福祉課の関係であります、1としてニセコ町社会福祉委員会、民生委員会の会議を9月24日、それから10月16日、それぞれ開催させていただいております、高齢者宅の除雪事業の状況であるとか福祉灯油の内容、あるいは現在高齢者保健福祉計画つくっております、これらの状況についての意見交換をさせていただいたところであります。

その下、2としてニセコハイツ等の入居状況、ニセコハイツが50人中49人、グループホームきら里が18人中18人ということになっております。

その下、ニセコこども館の利用状況、記載のとおりとなっております。

次、24ページ目であります、第7回日本ユニセフ子どもにやさしいまち委員会が10月31日、ネットにより開催されております、保健福祉課長が参加をし、意見交換をさせていただいております。

5として倶知安厚生病院の旧棟改築整備についてということで、これについてご報告を申し上げます。羊蹄山麓自治体において、倶知安厚生病院は地域住民の命を守るための地域センター病院、災害拠点病院、原子力災害医療協力病院としての機能を持つ地域に不可欠な公的医療機関という位置づけをしております。倶知安厚生病院の第2期改築整備については、この中核病院を支援し、地域医療を確保、維持するため、羊蹄山麓7町村で構成する倶知安厚生病院医療機能検討協議会と北海道厚生病院組合連合会において、令和2年1月23日に倶知安厚生病院整備及び財政支援に係る協定書を交わし、協議を進めてきたところでございます。当病院は倶知安町に設置されておりますが、通院や入院される患者の方は羊蹄山麓のみならず、岩宇地区、岩宇は通常神恵内村、泊村、岩内町、共和町の4町をいいます。それと、南後志地区、これは黒松内町、寿都町、島牧村、この3町村、合計7町村においても地域センター病院として多くの皆さんが利用しているところでございます。こうした広域利用の実情から当該改築整備に係る費用負担については関係自治体14町村の参加によ

り協議を行うという運びにこのほどなりました。

次に、関係自治体14町村による負担の在り方につきましては、羊蹄山麓町村長会議の中で検討を重ね、考え方を以下のとおり整理しております。第1に、倶知安町の地元負担分は第1期整備費の積算方法を参考とし、厚生病院の所在地である倶知安町がおおむね70%を負担するものとする。第2に、改築整備費総額から倶知安町の地元負担分を差し引いた金額を各町村における過去5年間の患者利用率を乗じた額を基本とし、算出する。第3に、岩宇、南後志7町村においてはそれぞれの地元の地域医療の維持や充実のための施策が展開されていることを考慮した上で、相応の負担をお願いすることとする。第4に、最終的に岩宇、南後志7町村で調整した額に過不足があれば羊蹄山麓7町村に再案分する。以上の負担の考え方にに基づき検討しているというふうなところでございます。この負担の考え方によりまして羊蹄山麓7町村でおおむね9割、倶知安町も含んでおおむね9割、岩宇、南後志7町村でおおむね1割程度を見込んでいくという考え方でございます。なお、この負担の基本的な考え方は、11月16日と24日にわたる倶知安厚生病院医療検討協議会会長である文字倶知安町長と副会長である金蘭越町長が岩宇、南後志7町村長を訪問し、山麓町村町会により検討した負担の考え方について説明をしたところであり、今後は、改めて当病院の改築整備に係る協議会を設立し、関係自治体14町村参加の下で具体的な負担割合について協議をすることとしております。また、併せて北海道や国への支援要請を引き続き行うとともに、負担手法の検討など町村の負担軽減に向けて取り組んでいく所存でございます。

次、24ページ目の下であります、6として各健康診査等の実施状況を25ページの(8)まで記載しております。

また、7から育児セミナー、幼児食教室、パパママセミナー、産後ケア相談事業、あるいはエキノコックス、これは大変なボランティアの皆さんのご協力で進めておりますが、こうしたこと、それから生活習慣病、健康運動教室等、記載のとおりとなっております。

26ページ目、中段であります、令和2年度地域包括支援センターの運営状況、それぞれ記載のとおりとなっております、(1)の総合相談業務等、記載のとおりとなっております。以下、地域ケア会議ですとか介護予防事業の実施状況、記載のとおりとなっております。

27ページまでお進みいただきまして、家族介護支援事業、認知症の総合推進事業、あるいは介護予防のケアの状況、記載のとおりとなっております。

次、28ページ目であります、農政課の関係であります。記載のとおり、米について記載しておりますが、米、畑作等におきましては総じて平年並みの出来秋というふうになっておりますが、コロナ禍にあって価格が大変低迷しているということで、販売等において相当苦戦をしているというような実情がありまして、これらについて町としても今回一定の予算を提案させていただいているところであり、よろしくお願いを申し上げます。

次、29ページ目であります、2として集約草地の利用状況、それから3として有害鳥獣被害防止対策支援事業の状況、それぞれ記載しております。

4として間伐材の売払いの件を記載しております。

また、5で明暗渠掘削事業でありますとか農業用水路の補修事業、用地確定測量の支援等、記載

のとおりとなっております。

次、30ページ目であります。国営農地再編整備室の状況であります。国営農地再編事業の推進連絡協議会の総会等、記載のとおりとなっておりますが、コロナ禍にありまして、書面会議が記載のとおりとなっております。

3以下につきましては、9月17日から促進期成会の各会議をそれぞれ行っているということでありまして、また(3)にありますとおり、こちらのほうも埋蔵文化財の調査、それぞれ記載のとおり進めているというような状況であります。

続きまして、31ページ目、商工観光課の関係でございますが、観光入り込みにつきましては御覧のとおり大幅な入り込み減ということでありまして、特にその後段にあります外国人宿泊者数の延べ数の状況を御覧いただきますと、いかに落ちているかということで、5万9,113人が96人まで落ち込んでいるというような状況でありまして、皆減と言ってもいいような状況ではないかということでありまして、今後とも国におきましては観光施設に対する直接支援が必要ではないのかということとは引き続き訴えてまいりたいというふうに考えております。

次に、32ページ目であります。全国観光推進協議会の出席等、記載のとおりとなっております。それぞれほとんどの会議は、今ウェブ会議というふうになっているところであります。

4番目としてG S T C、サステナブルツーリズムトレーニングプログラムということで、ニセコ町民センターで観光庁が主催をし、開催をいたしているところであります。これは、観光事業者を対象とした持続可能観光のための研修ということで、その下のほうに米印で書いておりますが、観光庁は今年6月に国際基準に準拠した観光指数、日本版持続可能な観光ガイドラインのモデル地区としてニセコ町を含め全国5地域を選定しております。ニセコ町は、上記トレーニングプログラムや専門家派遣の支援を受け、10月に国際認証機関、グリーン・デスティネーションズ、世界の持続可能な観光地トップ100に選出されております。日本では、6地域が選出されております。これ大変嬉しい観光基準がたくさんありまして、その中でニセコ町が選定されたということは本当にうれしい限りであります。今後いろんな、逆にこれからの義務的に進めていく観光基準の高いレベルがありますので、これらに向けましては環境モデル都市、それからSDGs未来都市の事業とともにレベルアップをしてまいりたいというふうに考えております。

その下、5として北海道大学観光学高等研究センターとの共同研究、これは過去に北海道大学観光学高等研究センターと連携協定を結んでおりますので、これらに基づいてそれぞれ記載のとおり事業を進めているというような状況であります。

次に、33ページ目であります。6として新型コロナウイルス感染症に対する経済対策の進捗状況、それぞれ細かく記載しております。1番目の(1)として商品券発行事業、これ6月1日現在住民登録している町民の方全員に町内で活用できる商品券、お一人3,000円分を配布し、町内消費の回復を図る、また母子健康手帳を交付された妊婦さんに対しても追加で1人3,000円分の商品券を配付したということで1,744万9,000円の予算を組んで進めたということでありまして、詳細につきましては、記載のとおりとなっております。

(2)として事業者経営維持・未来支援給付金事業、これは急激な収入減に直面しており、終わ

りが見えない現状に鑑み、将来へ向けての事業の継続を支援するため宿泊業、飲食業、小売業、アウトドア事業者、食品製造事業者、運送事業者、理美容事業者、葬儀業者、調剤薬局、整体、エステ、歯科医院、動物病院、広告業、保険業に対して未来支援給付金として15万円を給付するという事で、予算額3,900万円を見させていただいたものであります。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。

次、34ページ目であります、(3)として観光施設持続化支援給付事業、これにつきまして、本町の観光資源であるゴルフ場、温泉を継続して支援していきたいということでありまして、平成31年3月から令和2年2月までのゴルフ利用税の納付額20%及び入湯税の納付額20%相当を観光施設持続化支援給付金としてそれぞれの事業者に給付をさせていただいたものでありまして、予算額は1,877万1,000円となっております。

その下、(4)として飲食店等応援割引クーポン発行支援事業、宅配弁当やテイクアウト商品の事業を行う飲食事業者を支援するため、町民に割引クーポン券を発行し、消費の回復を支援するというものでありまして、予算額は400万円ということになってございます。

次、35ページ目、(5)としてニセコ応援福袋販売事業、これにつきましてはニセコ町に来ることができない人たちなどにニセコ町内の事業者がニセコ町特産物の詰め合わせ商品を送り、通販するニセコ町応援プロジェクトを実施するというような内容でありまして、特産品に付加するプレミアム分20%及び送料を無料とするということで、予算額につきましては522万円ということになります。

(6)としてニセコ町買物相談・配達代行支援事業、新型コロナウイルス感染拡大のおそれから外出を自粛している町内消費者に対して町内商店やデリバリー、テイクアウトを行っている飲食店などと連携し、町民の要望に基づき買物相談、配達代行を行い、町民の買物支援を行うということで、予算額は385万円ということになっております。事業実施主体は、商工会ということをお願いしております。

(7)としてニセコフォトチャレ支援事業、新型コロナウイルス感染拡大により多くの国民が外出自粛の中、新型コロナウイルス感染の終息後を見越し、今はニセコの風景を写真で感じてもらいつつ、ニセコの写真を自分も投稿することで商品をお配りするというようなものでありまして、ニセコリゾート観光協会主催のフォトイベントの開催を支援するというものであります。これは既に終わっておりまして、実績につきましては補助実績が55万円ということになってございます。

次に、36ページ目、上段、(8)、綺羅ポイントカードによるニセコ……

(何事か声あり)

失礼しました。すみません。35ページ目、下段であります、ニセコフォトチャレ支援事業です、一番下の。補助実績額が50万5,000円であります。訂正して、おわびを申し上げます。失礼いたしました。

次、36ページ目の綺羅ポイントカードによるニセコ元気回復事業、これは新型コロナウイルス感染の終息に伴い萎縮した地域経済を回復させるため、綺羅カードを利用してほしいということで行っているものであります。現在残念ながら終息には至っておりませんが、町内の商店の活性化を引

き続き支援してまいりたいと考えております。これにつきまして、予算額774万7,000円ということになっております。また、これにつきましては子育て支援ポイントも加算ということで行っているものであります。

その下、(9)、ニセコ町中小企業特別融資、これにつきましては売上げや顧客の激減、事業の緊縮や休業等により経営に支障を来している中小企業者に対しまして新たな貸付金として事業資金を新設し、融資枠を拡大するという内容であります。さらに、3年間の利子補給、保証料の無償化を実施、事業者の経営の安定を図るということでありまして、1事業所に対して事業資金の50万円から500万円までということで、融資枠としては3,000万円を予定して、提携金融機関として北海道信用金庫ニセコ支店にお願いをしているところであります。

37ページ目であります、(10)としてニセコ町勤労者福祉厚生資金支援事業、これにつきましてはニセコ町在住の勤労者の福利厚生資金として生活資金の貸付け事業にこれまでも取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により勤労者の予期せぬ出費などが想定されるため、資金融資の拡充を図るということで、これにつきましては5年間の利子補給、保証料の無償化を実施し、勤労者の生活の安定を図るというものでありまして、北海道労働金庫倶知安支店に預託をしているものであります。北海道労働金庫加入勤労者は10万円以上300万円まで借りることができます。また、北海道労働金庫未加入勤労者につきましては10万円から200万円以内ということで枠を設定しているというような状況であります。

その下、(11)としてニセコ観光回復イベント開催支援事業、記載のとおりとなっておりますが、これにつきましてはコロナ感染が終息することを想定しておりまして、現在終息していないということで、まだ事業実施はしていないというような状況であります。終息がずっと拡大して延びている場合につきましては、事業をさらに先送りするという事も検討したいと思っております。

その下、(12)、ニセコ町飲食・宿泊元気回復支援事業、これは飲食店、宿泊の利用促進を図るため全町民に飲食、宿泊、両方利用できる券を配布し、町内需要の喚起を行うということで、町民の方全員に町内で活用できる飲食宿泊券を配布しているものであります。1人当たり2,000円ということで、予算額は1,124万6,000円となっております。

次に、38ページ目であります、(13)としてプレミアムつき商品券発行事業、これにつきましてはニセコ町民及びニセコ町に訪れる観光客にニセコ町プレミアムつき商品券を発行、販売することにより町内の消費需要の喚起によって町内消費の回復を図り、地域経済の再生を図ることを目的とするということで、これは北海道の支援事業であります、1冊当たり6,500円、500円を13枚つづりということで、これを5,000円で販売するという、プレミアム率というものは30%、予算額は1,963万7,000円を見込んでおりまして、ニセコリゾート観光協会によって行うこととさせていただいております。

以下、各、道の駅でありますとか観光関係の会議を記載のとおり行っております。

39ページ目をおめくりいただきたいと思っております。北海道地区道の駅連絡会の通常総会が、書面会議であります、11月16日、行われております。このたびニセコ町長が副会長に就任することによって進められているというような状況であります。

それから、その下、11としてイベントの実施状況、ニセコハロウィンフォトコンテスト、記載のとおりとなっております。

また、一番下、商工会青年部の皆さんが大変なご努力をして、コロナに負けるな花火打ち上げ事業ということで、子どもたちを対象として記載のとおり行っているところであります。

次、40ページ目、一番上、12としてニセコグリーンバイクプラスということで、電動アシスト自転車の貸出し事業であります。コロナ禍にあって、利用としては相当少なくなっている状況であります。

それから、中ほど、14としてニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会、10月9日、それから11月12日、それぞれ記載のとおり開催をさせていただいているところであります。このアンヌプリ地区の雪崩、いわゆるニセコルールにつきましては、公式ルールということで明確に打ち出しながら進めているところでありますが、近年こうしたルールを破る方もおられると聞いておりますので、この辺につきましてはPR、周知をさらに拡大する必要があるというふうに考えておりました。今後倶知安町とも連携しながらニセコルールは公式ルールであるということを訴えてまいりたいというふうに考えています。

40ページ目の後段、ニセコ・ウィンター・スタッフトレーニング、記載のとおり開催させていただいております。

41ページ目、16としてニセコリゾート観光協会取締役会がそれぞれ開催されております。

それから、17、ニセコ主要宿泊施設連絡会、これずっと毎年、毎月のように実は行われておまして、各大型ホテルの支配人が今どんな状況なのかというのをお互いに情報交換しつつ、また行政として対応すべきことがあれば、商工観光課長が毎回出ておりますので、その中でできるだけ連携をして進めていきたいと考えて、開催しているものであります。

下のほう、18としてニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況、それぞれ前年対比で大幅な落ち込みということになっております。

次、42ページ目、19として株式会社キラットニセコ取締役会が記載のとおり開催されております。

その下、20としてニセコビジネススクールの開催ということで、記載のとおり行われております。これは、小樽商大との連携協定に基づいて進められているものであります。

その下、21としてようてい地域消費生活相談窓口の運用状況、記載のとおりとなっております。

次、43ページ目おめくりいただきまして、建設課の関係であります。1として町営住宅入居者選考委員会、9月17日、10月20日、11月16日開催をさせていただいております。公営住宅入居者選考委員の皆様のご努力には心から感謝を申し上げたいと思います。

以下、新庁舎の関係、それぞれ説明会等、記載のとおりとなっております。

44ページ目、ニセコ町役場新庁舎建設工事についてということで書いてありますが、11月13日、ニセコ町役場新庁舎建設主体工事の延長についてということで、新型コロナウイルス感染拡大に伴い北海道を含む全都道府県に緊急事態宣言が発令され、型枠工の人員が不足し、確保することが困難な状況となった。この影響を受け、鉄筋工事やコンクリート工事なども遅れ、今後の仕上げ工事である内装工事などにも遅れが生ずることとなったことから、2月28日の工期を3月19日に延長し

たいとの事業者からの申入れ、説明を受け、これを了承しているということで、出席者については記載のとおりとなっております。

それから、中ほど、6として別荘の利活用に関する協定についてということで11月19日、ニセコ不動産協会会長である館野氏とニセコ町との間でこの協定を結んでおります。ニセコ町内に多くある別荘が空き家化をしたり、あるいは廃屋化するということを防止するとともに、ニセコ町自体の住宅等貸し出す建物が現状では不足している状況に鑑みて、これらを有効活用するということが一つ大きなポイントでありまして、観光事業者さんも冬場どうしても足りないとか、あるいは夏のこの時期だけ足りないということもありまして、これらをうまく別荘所有者から不動産協会のほうで契約を結びながら貸し出すことによってこの不足を解消したい。それと、ニセコに多く来られている別荘の方が、地元と全くネットワークない方が別荘を建てられている。その場合、実は転売したい、あるいは貸し出したいけれどもどこに行ってもいいか分からない。結局放置化されるということを防ぐために日頃からこの不動産協会とコミュニケーションを結ぶことが重要だということで進めたものでありまして、ニセコ町が入ることによって、通常今たくさんダイレクトメールが別荘にも送られるようではありますが、単にニセコ不動産協会という名前でもそれが本当なのかどうなのかということで、ほとんどレスポンスといたしますか、問合せがないというような状況でありまして、こういったものにニセコ町が入ることによって別荘所有者との信頼感の構築にできる、したがって日常的なコミュニケーションが将来的な廃屋や別荘の有効利用に資するのではないかとということで協定を結んで、進めているものでございます。

その下、国土利用法の関係の土地取引の状況、記載のとおりとなっております。

8として景観条例に基づく協議状況ということで、9月から11月までの間で開発事業が4件、屋外広告物については3件の協議があったということでもあります。

次、45ページ目、上下水道課の関係であります。市街地区配水管漏水事故について、12月6日午前7時34分ということですが、記載のとおり、ニセコ町にとっては漏水というのではこれまであまり経験したことのない1時間当たり約180立方メートル、180トンの流出が続いているということで、報告を受けて、4時間から5時間でニセコ町全市街断水の危険ということでありましたので、職員に非常招集をかけまして、場所の特定、それから対応等全力でさせていただいたところでもあります。結果的には、被害状況として記載しておりますが、富士見及び有島地区の一部で4時間断水ということで、断水の影響を受けた世帯は42世帯ということで、大変なご迷惑をおかけしました。この間各戸及びニセコ医院さんも断水をするエリアに入ったものですから、給水のポリタンク等において対応させていただいたということになっております。ただ、かなり大きな断水事故でありましたが、協力事業者の敏速な対応、それから職員が日曜日にすぐ出勤をして、いろんなこれまでの訓練を生かした対応してもらった結果、大きな市街地全域断水ということにならなかったということで、当初自衛隊の派遣や消防はもちろんであります、そういったものまで想定しながら対応した中では、無事に収まって本当によかったなというふうな事故でありました。

次、46ページ目、農業委員会の状況、それぞれ記載のとおりとなっております、10月27日に農業委員会の皆さんによりまして農地パトロールが実施されたところでもあります。

次、その中段、消防組合ニセコ支署の状況であります、中ほどに12月1日、羊蹄山ろく消防組合会議が開催されておりました、一番大きな話題はその中にありますとおり高機能消防指令システムの構築ということでもあります。かなり大きな金額の入替えになりますし、また消防本部の庁舎も指令部分が2階に移るということで、各町村大きな負担になるということ、これらについて内容精査していただいたりしております、私どもからお願いは再度、一度入れた施設が今の報告では同じようなシステムを入れるのに4倍の経費がかかるということでありまして、1億円弱のものが4億円弱の経費ということは相当衝撃があつて、これらについてももう少し精査をしっかりともらいたい。それから、競争原理を働かせること、あるいはもう少し日本の社会の中にいいものがないのかどうか、そういった情報収集も強くお願いをしたところでもあります。

その一番下、3にニセコ町婦人防火クラブリーダー研修会、記載のとおりとなっております。

以下、消防学校等幹部会議や記載のとおりと、ずっと48ページまでとなっておりますが、47ページ中段に7として消防団の秋季招集訓練、10月15日、有島記念館等で開催いただいております、また9としてニセコ、蘭越消防団の合同訓練も10月31日に昆布川の河川敷で行われているというような状況であります。

48ページ目として、災害出動の関係、12番目以下、ずっと記載のとおりとなっております。

49ページ目、警戒出動、それからニセコ救急の出動状況を書いております。

あと、消防の関係では私どもでこれまでお願いしておりました羊蹄山ろく消防組合として消防学校に入る、これも相当大きな実は金額がかかります。それから、各種研修に行く、消防本部としての研修については本部の経費で見るといいかということをお願いをしております、これについては新年度からそういう仕組みに変えてくれるということに実はなりました。これは、例えばニセコ町に羊蹄山ろく消防組合で新たな新人が採用されて、ニセコ町に配属された。半年間消防学校へ入ります。その全部の経費はニセコ消防支署の経費で見るということになっておりまして、ニセコ町は実は新人多くいただいているところでもあります。そうすると、毎回ニセコ町が新人研修の100万円を超える経費を負担するというのはそれはやっぱりおかしいでしょうと。やっぱり羊蹄山ろく消防組合全体でやっている研修であるので、それは消防本部で一元化して見るべきだと。そのことが公平、公正であるということをお願いさせていただいて、このたび首長会議の中でも合意を得ました。議会でもそういった予算が提案されるというふうに考えておりますので、議員におかれましてはその辺ご配慮賜れば大変ありがたいと思っております。

50ページ以下は建設工事、あるいは委託工事の別表等、記載のとおりとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で第11回ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午前11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時08分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政報告を行います。

教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） 私のほうは10月に着任して2か月ということで、今回初めての行政報告ということで、十分なお説明がいくかどうかあれですけども、私のほうから今期の行政報告をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、お手元の資料に基づきご報告申し上げます。1ページ目をお開きください。まず、教育委員会の活動についてご報告申し上げます。教育委員会議につきましては、9月4日開催の第7回定例会におきまして、協議事項として令和3年度当初予算の各学校要望事項等2件、報告事項としてニセコ町教育委員会外部評価委員会の委員の委嘱等3件、議案として有島記念館運営委員の委嘱等3件について、またその他として近藤小学校の増床、ニセコ高校の施策方針、社会教育行事について説明と協議を行っております。

続いて、10月1日開催の第8回臨時会におきましては、報告事項としてニセコ町教育委員会教育長の辞職、任命など4件、議案として議席の決定など2件について審議をしております。その他として、ニセコ高校への支援の在り方などについて協議を行っております。このときには、特にニセコ高校が制服を新たに作ったというようなことで、制服の補助についてというようなことがございまして、委員の皆様からご意見をいただいたところでございます。その中では、全額制服だけに補助ということについては慎重なご意見が多く、制服も含めていろいろ全体的な、効果的な支援について検討してはどうかというようなご指摘等をいただいております。

続きまして、11月12日開催の第9回定例会におきましては、報告事項としてニセコ町会計年度任用職員の退職等7件、議案として令和3年度ニセコ町幼児センター園児募集等3件について、またその他として新型コロナウイルスに対する各施設の対応について説明と協議を行っております。ニセコ高校における道外からの生徒募集に関わっては、9月の定例議会でもご説明しておりますけれども、保護者が道外に在住する場合については道内に在住する身元引受人を定めること、道外からの募集については募集定員の10%程度の範囲内とするなど、学則及び令和3年度ニセコ高等学校入学者募集要項等について所要の条文改正等を決定し、その後後志教育局を通して北海道教育委員会に報告したところでございます。10%程度というふうにはなっておりますが、実際にニセコ高校の定員は40名で、全体として40名に満たない場合は10%を超えて受け入れることができるというようなただし書を付してございます。

続きまして、資料2ページの研修、会議、視察等につきまして、8月26日開催のみんなの教育委員会、これにつきましてはリモート会議で開催をしております。

それから、10月2日の後志管内市町村教育委員会教育長会議、それから後志管内公立小中学校教職員人事推進会議については前後して開催したところでございますが、コロナの影響がありまして、そういうリモート会議が非常に多くなってございますが、その中で特に人事要綱につきましては今年度から改正されておまして、10月から新しい人事異動要綱で実施するというところでございます。

特に管内につきましてもやはり小樽市とか余市町など利便地への希望者が、異動が多く、南部への希望者が少ないという状況、そういったこともあります。また、教員が1校に10年以上長く勤務することのよしあしということもございまして、どちらかというとも長くい過ぎるとマイナスになる状況もございまして、今回は6年、基準年数ということで、早めに異動して、管内のそれぞれの地区を全体でこう、生涯的に異動するというようなことで人事交流を促進すると、そういう広域的かつ公正な適材適所の教員人事の推進に向けてということで、教育局のほうから説明がございました。

また、4番目の10月9日開催の令和2年度後志町村教育委員会協議会教育長部会の臨時総会におきましては、例年この時期に教育長等の変更がございまして、今回は10月1日付でニセコ町と岩内町の教育長が変更になり、特に前菊地教育長が部会長をしていたということで、管内の町村の教育長部会の役員的大幅な変更というようなことがございました。その後、10月15日にも特に教員に関わっては働き方改革推進会議、特に時間外勤務縮減というようなことで、実際にどのように勤務状況なっているか等についての説明がありました。

また、11月13日の教育長会議におきましては、新型コロナウイルス感染症への対応ということで各学校への周知等について説明がございました。

また、7番目の11月16日開催の令和2年度市町村教育委員会新任委員研修会につきましては、これも今年度リモート開催ということになりまして、私も参加、受講したところでございますけれども、そこのお手元の資料にもありますけれども、今日的な教育課題と教育委員の役割ということで、そういう中身で私も非常に参考になったのですけれども、その後の学校のICT化、なぜ必要なのかというような項目等については教育委員会の資質向上という、委員の向上というよりは具体的なICTをいかに活用しなければならないかというようなことで、国を挙げてそういった今のコロナ禍においてのICTの推進という強い思いが伝わってくるような内容でございました。

3ページ目をお開きください。11月20日、それから8月26日に開催されました近藤小学校校舎増床に関する意見交換会ですけれども、基本的には出席者から増床計画についてご理解いただいたところでございます。今後は、具体的な設計等をする前に具体的にどのような改築に係るお金がかかるかどうかというようなことを決定する中で、またさらにご意見をいただいでいくということで進めてございます。

続きまして、学校、教育施設訪問についてでございます。11月12日に開催されました教育委員会議が終了してから町内の幼児センター、近藤小学校、ニセコ小学校、中学校、高等学校を訪問し、授業観察、施設の視察、意見交換等を行いました。今年コロナ関連により、例年2回に分かれて前期、後期で開催していたところでございますが、今年度は前期開催できなかったこともございまして、今回は4校ということで、非常に日程的には厳しいものがございました。しかしながら、委員の皆様には学校の様子を具体的に知る機会となり、また先生方との情報交換もできたということで、貴重な機会となっております。

次に、2の学校教育の推進についてでございます。学校運営につきましては、昨今コロナウイルス感染拡大防止の観点からこれまで中止、または延期していた各学校等の行事につきまして、国や道の指導方針等踏まえ、予防対策を講じながら実施しておりますが、今後も感染状況等の把握や感

染防止対策の徹底に努めるよう各学校と共に取り組んでいるところでございます。

その後、参観日等につきましては記載のとおりでございます。

旅行行事、学校内活動等につきましては、小中学校では春の実施予定が延期となり、秋になって実施したところでございます。小学校の修学旅行は近藤小学校、ニセコ小学校合同開催で、11月5日、6日、函館方面で、ニセコ中学校は10月28から30日、東北方面で、ニセコ高校は10月27から30日、金沢、岐阜方面で実施してございます。ニセコ高校につきましては、資料10ページのほうに、後ほど、記載してございますので、そのところでも触れたいと思います。いずれにしても、延期や行き先を変更というようなことで実施を、何とか開催することができて、大きな事故やけがもなく、子どもたちの思い出となる行事となって、成果を上げたという報告をいただいております。

それから、③の学芸会等につきましては、ニセコ小学校が10月17日に実施してございます。感染防止対策として学年ごとに実施し、その都度保護者の入替えや換気を行っているということで、子どもたちは本当に久しぶりにそういう大きな行事で、親が見に来ていたというようなことで生き生きとしている、そういう状況がございました。残念ながら次の学年の舞台を見るということが次の学年、自分たちが進級したときにそれを活用して自分たちもやっていくというような、そういうところがちょっとできないという状況でございましたけれども、子どもたちが長きにわたり練習した成果が出て、日頃活動する機会のない子どもたちにとってはよかったというふうに考えてございます。

それから、4番の交流、体験、特別学習については記載のとおりですが、関係のご協力をいただきました皆様には感謝を申し上げたいというふうに思います。

それから、11月19日、近藤小学校で開催された複式教育研究大会につきましては、倶知安小学校樺山分校と近藤小学校とで長年合同研究として実践を重ねてきているものでございます。コロナの影響もあり、参加者若干少なかったということですが、成果を上げて、終了したというふうに報告を受けてございます。

それから、6番の会議、研修につきましては記載のとおりですが、11月25日開催のシステム、G—S u i t e 管理者研修については、次年度から本格化するG I G A スクール構想を具体的に推進するための専門的研修であります。今後は、各学校においてI C T を活用する授業が推進されるよう支援することが重要であるというふうに考えてございます。

資料5ページをお開きください。後志教育局学校教育指導訪問につきましては、記載のとおりでございます。

次に、就学支援について報告申し上げます。10月2日開催の就学予定者健康診査の対象予定者は、57名ということになってございます。

それから、②の教育支援委員会につきましては、特別支援教育を要する児童生徒の判定スケジュールの確認、新年度の対象児童生徒の審議などを行っているところでございます。

続きまして、児童生徒の状況について記載してございます。11月1日現在の在籍児童生徒の一覧表ですけれども、若干の出入りはございますけれども、先ほどの新入学対象が57名ということから、若干増えてくる傾向があるかなということが、この後それぞれ全部見てみないと分かりませんけれ

ども、来年度についてはちょっと増える予定になってございます。

4番目の学校保健関係につきましては、学校保健安全法に基づく出席停止人数としては9月、10月期は溶連菌1名ということで、9月に報告を受けてございます。

次に、(5)のニセコスタイルの教育の実施状況についてでございます。コミュニティ・スクール関係について、令和2年度の第2回コミュニティ・スクール委員会におきましては、町民センターで開催されてございます。全体会、それから部会活動、広報活動等に分けて記載してございますけれども、全体会では各学校における学校評価の意義、あるいは具体的にどのように評価するかなどについて事務局より説明をして、それぞれの評価担当者を決めて、各学校の学校評価、先生方が自己評価したものが適切であるかどうかというのを評価するという、そういう評価の仕組み等もご理解いただくような説明をしてございます。

それから、2番目の一般社団法人社会創発塾、札幌新陽高校、東明館中学校・高校、ニセコ町、ニセコ町教育委員会との教育連携協力協定締結式につきましては、先ほど町長からも簡単に触れてございますが、12月2日、町民センターにおいて署名、締結されてございます。連携協力の目的につきましては、お手元の資料に記載されてございますが、ニセコ町の学校等ほもとより、ニセコ町全体及び参加団体の人材育成をベースとして考えているものでございます。連携、協力事項につきましては、探求学習の先進校である札幌新陽高校との交流などを通して探求学習の充実に向けた研究、開発、地域おこしや社会イノベーションを担う人材育成に関すること、知的、人的及び物的資源の活用に関すること、ニセコ町内の幼児センター、小学校、中学校、高等学校の魅力向上に関することなどについて取り組む予定でございます。なお、各学校との具体的な取組内容につきましては、コロナの状況もございまして、今後協議を重ねる中で具体的に決めていくということでございます。なお、鈴木寛先生につきましては東京大学、慶応大学の教授ということで、文科副大臣等も歴任され、多くの書籍、講演会を行っておる大変著名な研究者でございます。今回このような形で連携をすることというのは大変ありがたいことであるというふうに捉えて、今後ともニセコ町全体の発展に寄与できるよう連携を深めていきたいというふうに考えてございます。

続いて、7ページお開きください。幼児センターにつきましては、そこに書いてあるそれぞれの行事等について記載してございます。

それから、2番目のほうにつきましては、フッ化物洗口の実施状況が書いてございます。

③のほうには入園児の状況、④には預かり保育の状況、子育て支援センター利用状況等書いてございますけれども、実際にやはりコロナの影響等で利用状況につきましては前年度に比べて大幅な減少ということになってございます。それから、来年度の入園希望者についてはゼロ歳、1歳児等が定員を超えるような状況になってきているというような状況でございます。

9ページをお開きください。休日保育の状況、それから子育て講座等、事業実施の状況は記載のとおりでございます。

次に、10ページの7番のニセコ高等学校関係につきましてご説明をいたします。生徒募集に向けた活動について記載してございますが、10月9日、これはニセコ中学校を、32名を主体として、翌日の10日土曜日は町外生28名を主体にした一日体験入学を実施してございます。私も参加させて、

見ていたのですけれども、新制服のお披露目ということもございまして、ただ単に見せるのかと思ったら、実際に専門学校とコラボレーションして、ファッションショーな形で子どもたちを動かして、魅力的にそういう制服を披露したということでは、学校としてもいろいろと工夫して募集に向けて取り組んでいるということ強く感じてございます。また、その後中学校訪問につきましては9月に11校、11月には23校実施してございます。学校説明会については、11月13日に倶知安中学での機会がございましたが、コロナの関係でDVD等の資料を送付するというような形で対応してございます。

見学旅行につきましては、先ほどご説明をいたしました金沢とか、そちらのほう、岐阜のほうに行ってきたということでございます。

それから、③番目のほうはニセコ中学校の連携事業ということでは新聞等にも掲載されておりますけれども、枝豆の栽培ですとかリモートでの中学校と高校を連携して授業を展開するというような、そういう取組をしてございます。

11ページをお開きください。校内実績発表大会ですけれども、今回町民センターで公開する予定で進めておりましたが、今年度は新型コロナウイルス感染防止対応のため学校での開催となりました。結果的に非公開となり、非常に残念であったというふうに思います。例年であれば町民センターで高校生の取組の一端を町民の方に公開できる貴重な機会であったということで、今後とも学校については教育委員会とも連携して、町民の皆様方にも広く活動を理解いただけるような取組を進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、⑤の各種大会参加の状況ということですが、部活動については今年なかなか大会が開催できなかったというような中で、高等学校定時制通信制生徒生活体験発表大会というのがございまして、地区大会で準優勝、全道大会で最優秀というふうになりました。3年生の中鉢蒼さんが結果として全国大会に出場するというので、大変すばらしいことでございます。ぜひ全国大会での活躍を期待しているところでございます。

それから、6番目の生徒の進路内定状況につきましてですけれども、昨今新聞等見ますと全道的にはやはりコロナの影響受けまして、10月末新規高卒者の内定率が前年に比べ24.5ポイント減の45.9%ということが出てございます。例年はこの時期大体70%ちょっと下回るぐらいでずっと過去推移していたのですけれども、大幅に今年度全道的には減少している。そういう中で、ニセコ高校につきましては希望者14名中10名が現時点で決定ということで、内定率が71.4、それから一方進学率につきましては16人希望中14名の進学率の内定率が87.5%というふうに、こちらについても数字的にも健闘しているというふうに考えてございます。

続きまして、12ページの学校給食センター関係では、学校給食費免除の実施状況を記載してございます。

続きまして、3番目の社会教育・社会体育の推進についてでございます。（1）の社会教育活動につきましては、10月19日に社会教育委員会議自主研修会が記載のとおり開催されてございます。なかなかコロナの関係で参加がちょっと少なかったのですけれども、積極的に社会教育の皆さんが研修に取り組まれているということでございます。

それから、児童生徒の作品展につきましては10月31日から11月3日、町民センターで行われて、多くの方に見に来ていただいていたというところでございます。

放課後子ども教室につきましても、記載のとおり予定等を変更して開催してございます。

13ページをお開きください。続きまして、少年体験事業についてでございます。公営塾ニセコみらいラボBコース、学習サポート講座を9回、それからCコース、自己研さん・文化・教養講座、学習教養講座を7回、特にこの中でみんなでダンス！については10月31日に町民センターで発表会を開催し、多くの方に見に来ていただきました。しかしながら、ちょっとソーシャルディスタンスの関係でたくさんの方には入れなかったのですけれども、子どもたちは日頃のそういう活動がなかなか制約される中で非常に楽しくダンスを踊っていたということで、私もその様子を見ておりましたけれども、非常に親の方も、保護者の方も心からそういう取組を支援していただいているということが理解できたところでございます。

それから、ニセコみらいラボの関連事業としてのジュニアリーダー養成講座、11月の26日に開催してございます。

また、ニセコチャレンジについては記載のとおり開催されてございます。

また、これらの事業につきましては、新型コロナウイルス感染防止の対応しながらの開催となっておりますが、子どもたちにとりましては日常的な活動が制限される中で貴重な活動の場となっております。このように学校教育、社会教育の両面において地域の教育力を活用して、地域ぐるみで子どもたちの成長を支えるという観点でこれからも社会教育、社会体育を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、寿大学の活動状況ですけれども、コロナの関連でこれまでの体面的なそういう授業ができない状況の中で、11月からはラジオニセコを活用したラジオ寿大学として取り組んでございます。毎回收録をして、2回放送し、月に同じメニューを第1週と第4週というふうに同じものを再放送するという形で今やっているところですが、今後につきましてもコロナの終息状況を鑑みて、当面この状態での実施となるというふうに考えてございます。来年度につきましては、それぞれまた今検討しているところでございます。

15ページ目をお開きください。文化・図書活動についてでございます。有島記念館の展示事業、それから普及事業について記載してございます。特に第32回有島武郎青少年公募絵画展の応募作品状況につきまして記載しておりますが、昨年度を上回る258点の応募がございました。当初コロナの関係で応募数が減少するのではないかという危惧しておりましたが、昨年を上回るそういう応募があって、大変喜んでいました。そういう中で厳正な審査の結果、それぞれ受賞を決定し、11月3日には表彰式、講評会を開催したところでございます。普及事業の中で野瀬栄進さんのジャズピアノコンサートやギターデュオコンサート、映画上映会、ソプラノコンサートがそれぞれ開催されているところでございます。こういったイベントの開催については、町民の皆さんにとっても大変待ち望んでいるものと考え、今後におきましても十分に感染症対策を講じながら計画的に実施を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

16ページのほうに移りますけれども、③番目の鉄道遺産群収蔵事業として、ニセコエクスプレス

車両本体が11月16日に搬入されまして、現在車庫の建設が進んでいるところでございます。この公開につきましては、来春以降の展示公開ということを予定してございます。コロナの影響もございましたので、その全体の状況を鑑みて、適切な時期に公開していきたいというふうに思っております。

次に、④の学習交流センターあそぶっくの令和2年度の9月までの利用状況を記載してございます。現在予防対策を講じながら一部制限の上で運営しているところでございますけれども、こちらも利用状況につきましては大幅な減少というような状況になってございます。

17ページをお開きください。あそぶっくの会の8月から9月までの活動状況について記載してございます。

6番目の文化財の保護としては、記載のとおり調査が進められているというところでございます。

最後に、3番目の社会体育・スポーツ活動でございますけれども、北海道日本ハムファイターズ野球教室、9月は実施できたところでございますが、10月、11月については指導者の札幌の方の新型コロナウイルス感染等により今年度その後中止というふうになってございます。

また、夕方スポーツクラブにつきましては、記載のとおり実施されているところでございます。

以上で教育行政報告を終了させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第6 選挙第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、選挙第1号、これよりニセコ町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

地方自治法第182条第8項の規定により、ニセコ町選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が令和2年12月20日をもって満了となる旨通知があったので、同法同条第1項及び第2項の規定により選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名選挙で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員会委員には大田和広君、丹野幸男君、佐竹久蔵君、岡出孝一君、以上の諸君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した諸君を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました大田和広君、丹野幸男君、佐竹久蔵君、岡出孝一君、以上の諸君が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、佐藤由華里君、第2順位、板敷清司君、第3順位、阿部良男君、第4順位、田中富美江君、以上の諸君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました諸君を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました第1順位、佐藤由華里君、第2順位、板敷清司君、第3順位、阿部良男君、第4順位、田中富美江君、以上の諸君が順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

◎日程第7 陳情第6号

○議長(猪狩一郎君) 日程第7、陳情第6号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書提出を求める陳情書の件は、会議規則第91条の規定に基づき産業建設委員会に付託します。

◎日程第8 委員会報告第2号

○議長(猪狩一郎君) 日程第8、委員会報告第2号 所管事務調査の結果報告について報告を行います。

産業建設常任委員長、木下裕三君。

○産業建設常任委員長(木下裕三君) それでは、令和2年度産業建設常任委員会所管事務調査の結果報告を申し上げます。

期日は、令和2年9月28日から30日の3日間です。

出席委員は、産業建設常任委員全員です。

説明のため出席した者は、中川農政課長ほか記載のとおりです。

調査事項は、農林畜産業、農地整備、道路、橋梁、公営住宅、上下水道及び商工観光、その他産業建設常任委員会の所管する事務となります。

調査結果です。農耕期間の気象経過や主要作物の作況状況については記載のとおりです。

意見としましては、農政課、農業委員会関係では、有害鳥獣対策は全町的に取組を継続され、近隣町村とも広域的に取り組むよう検討されたい。また、基幹産業の一つである農業の振興のため継続して農地保全に努められたい。

商工観光課関係では、世界的なコロナウイルスの感染症の影響は当面続くと予想されることから、今後も支援の対応を継続していただきたい。また、将来の観光行政の財源としてあらゆる観点から

自主財源の検討を継続されたい。

建設課関係では、町内各所で様々な開発計画が上がっており、現行ルールの見直し、検討も始まっている。適正な開発を促すよう検討を進められたい。また、農村公園の再整備に当たっては安全性の確保とともに、メンテナンス等の負担がかからないような計画づくりをされたい。森林公園は、もっと町民利用を促されてはどうか。

上下水道課関係では、上下水道事業は今後も住宅建設や人口増が見込まれるので、老朽管渠の更新を計画的に行うとともに、安定した水源の確保や関連施設の改善など計画的に進められたい。また、ニセコ町で開発を希望する事業者が増えているが、ニセコ町の給排水の現状をよく説明し、今後とも理解と協力が得られるよう対応されたい。

ほか、記載のとおりです。

以上、報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 常任委員長の報告が終わりました。

これよりただいま報告のあった産業建設常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいまの産業建設常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部分については町長等に対し善処されるよう要望したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告第2号の所管事務調査の結果報告について、これを受理し、善処を必要とする関係部分については町長等に対し善処されるよう要望することに決しました。

◎日程第9 認定第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第9、認定第1号 令和元年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、斉藤うめ子君。

○決算特別委員長（斉藤うめ子君） では、報告させていただきます。

本年9月8日の第8回ニセコ町議会定例会において本特別委員会に付託されました令和元年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件は、去る9月8日、8名の委員出席の下、本特別委員会を開催し、まず正副委員長の互選を行い、委員長に私斉藤うめ子が、副委員長に高木直良さんを互選しました。次に、10月21日及び26日の両日、決算特別委員会を開催し、8名の委員により一般会計及び5特別会計全般にわたる審査を実施しました。審査内容は、決算書及び法令に基づき提出されました各関係書類により、あるいは説明員による説明を求めるなど慎重に審査しました。結果、各会計ともおおむね良好に執行されているものと認め、別紙審査報告書のとおり認定すべきものと

決しましたので、報告します。

なお、審査の中で次のような指摘があったので、述べさせていただきます。①、技術系職員の確保については困難な状況下にあります。引き続き採用条件や周知も含めた募集方法の見直しを行い、工夫、検討をされたい。②、予算執行に当たり常に実施の目的と結果、費用対効果、未執行に関する問題意識を持って対応し、特にイベントなどの結果をどのように評価し、次に生かすのか検討されたい。③、町有林管理や公共交通拡充など課を横断した課題があるが、相互に連携して課題解決に向かっていただきたい。④、高齢者向け公営住宅の整備は戸数に限度がある。今後とも公営住宅に居住している高齢者の方で広い間取りの住居から世帯状況に合わせて住み替えていただき、子育て世帯など広い住居を必要とする方に入れ替わるミスマッチ解消が求められる。取り組みには入居者との対話など多くの時間を要するため、推進体制の確立を図られたい。

以上です。

詳細は、後ほどお手元の決算特別委員会報告書をお読みください。

以上、令和元年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についてのご報告を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

これより認定第1号 令和元年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、令和元年度ニセコ町各会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

この際、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 0時57分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第10 諮問第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題と

します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明いたします。

議案の2ページをお開きください。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

記、住所、虻田郡ニセコ町字有島■■■■■、氏名、巻礼子、■■■■■生まれ。

令和2年12月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

巻さんの略歴につきまして、3ページ、4ページを御覧ください。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害、侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合にはその救済のため速やかに適正な措置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをその使命とする公職です。現在ニセコ町に置かれます人権擁護委員2名中、佐藤智子委員が来年3月いっぱい任期を満了することから、法務大臣の委嘱に際し町長が候補者を法務大臣に推薦するに当たり議会の同意が必要となります。人権擁護委員の推薦に当たっては、1つ目は活発な活動が期待できる適任者の確保、2つ目に女性委員数の拡大などが望まれるところがございます。巻さんにつきましては、人格高潔で見識が高く、長く小学校長の職、あるいは教育アドバイザー、あるいは後志小中学校校長会会長を歴任しつつ、本町を含めた近隣の実情にも精通しており、人権擁護委員の使命を果たす責務の認識を強く持っていることから、適任と考え、推薦するものでございます。

諮問第1号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより諮問第1号の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

よって、討論を終了します。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決します。

本件は、適任と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は適任とすることに決しました。

◎日程第11 議案第1号から日程第13 議案第3号

○議長（猪狩一郎君） 日程第11、議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について、川原友明氏の件から日程第13、議案第3号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について、福田房三氏の件まで3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 日程第11、議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

議案の6ページをお開きください。議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者をニセコ町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、虻田郡ニセコ町字黒川[]、氏名、川原友明、[]生まれ。

令和2年12月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

固定資産評価審査委員会は、市町村に置かれています行政委員会で、3名の委員で構成されておりまして、固定資産評価額に対する不服申出があった場合に中立的、専門的立場から不服の内容について審査、決定していただくことにより、適正かつ公正な価格の決定を保証し、固定資産税における課税の公平を期することを目的とする組織でございます。12月末をもって委員の任期が満了となることから、以下3つの議案につきまして任期を来年1月から3年とする委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

川原さんの略歴については、7ページを御覧ください。

川原さんは、これまで5期同委員会委員を務めておりまして、委員の任務をしっかりと果たされていることから、今回6期目の選任同意を求めるものでございます。

議案第1号については以上でございます。

続きまして、日程第12、議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案8ページを御覧ください。

議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者をニセコ町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、虻田郡ニセコ町字本通[]、氏名、石塚恵子、[]生まれ。

令和2年12月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

石塚さんの略歴につきましては、9ページを御覧ください。

石塚さんは、これまで3期同委員会委員を務めておりまして、委員の任務をしっかりと果たされていることから、今期4期目の選任同意を求めるものでございます。

議案第2号につきましては以上でございます。

続きまして、日程第13、議案第3号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案10ページを御覧ください。

議案第3号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者をニセコ町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

記、住所、虻田郡ニセコ町字有島■■■■■、氏名、福田房三、■■■■■生まれ。

令和2年12月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

福田さんの略歴につきましては、11ページに記載してございます。

福田さんは、これまで1期同委員会委員を務めておられて、委員の任務をしっかりと果たされていることから、今回2期目の選任同意を求めますのでございます。

議案第3号に関する提案理由の説明は以上でございます。

これで議案の第1号から3号の説明を終了いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について、川原友明氏の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について、川原友明氏の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について、石塚恵子氏の質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について、石塚恵子氏の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第3号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について、福田房三さんの質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 ニセコ町固定資産評価審査委員会委員の選任について、福田房三氏の件を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第4号から日程第21 議案第11号

○議長（猪狩一郎君） 日程第14、議案第4号 指定管理者の指定について（後志南部地区地域資源循環管理施設）の件から日程第21、議案第11号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算までの件、8件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 少し長くなります。よろしくお願いいたします。

日程第14、議案第4号 指定管理者の指定について（後志南部地区地域資源循環管理施設）についての説明をいたします。

議案の12ページをお開きください。議案第4号 指定管理者の指定について（後志南部地区地域資源循環管理施設）。

次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、虻田郡真狩村字富里81番地、名称、後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、虻田郡倶知安町南1条東2丁目5番地2、名称、ようてい農業協同組合、代表者、代表理事組合長、八田米造。

3、指定する期間、令和3年2月1日から令和8年1月31日まで。

令和2年12月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

本案につきまして、該当施設は地域で排出している野菜残渣及びでん粉を生産する過程で排出するデカンター廃液を適正に処理し、地域へ循環することを目的とし、地方自治法第244条の規定により平成18年から本町を含む10町村、島牧、寿都、黒松内、蘭越、真狩、留寿都、喜茂別、京極、倶知安、そして本町ということになりますが、この10町村により共同設置している公の施設であり、現在は令和3年1月末までようてい農業協同組合を指定管理者として運営されています。5年ごとの更新ということになっております。先般開催された関係町村で構成する運営協議会では、引き続き5年間ようてい農業協同組合を指定管理者として指名することを確認し、各町村の12月議会においてそれぞれ指定管理者の継続を提案することとしております。なお、ニセコ町公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例第15条で、本施設は指定管理者の指定手続に関する事項について適用しないことと規定されており、指定管理者選考委員会での審議を経ず選定することができることとなっております。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第15、議案第5号、辺地に係る公的施設の総合整備計画の一部変更について説明いたします。

議案の14ページをお開きください。議案第5号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、ニセコ辺地及び曾我辺地に係る公共的施設の総合整備計画書を別紙のとおり一部変更す

る。

令和2年12月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

まず、今回の提案理由についてご説明いたします。辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律に基づく辺地対策事業は、当該辺地に係る総合整備計画を都道府県知事と協議の上、当該市町村議会の議決を経て総務大臣に提出することとなっております。これにより計画掲載事業について財政上の優遇措置、元利償還金の普通交付税、基準財政需要額の80%を算入とするこの優遇措置が受けられる辺地対策事業債を発行することが可能となるものでございます。現在ニセコ町では5地域、ニセコ、曾我、近藤、宮田、福井が辺地地域となっており、辺地総合整備計画を策定しております。このうち2地域、ニセコ、それから曾我において対象事業を追加する運びとなったことから、辺地総合整備計画を今回変更いたします。

参考といたしまして、別冊第11回ニセコ町議会定例会説明資料の1ページに事業箇所を掲載しておりますので、併せて御覧いただきたいと存じます。

議案にお戻りいただきまして、議案の15ページから16ページ、こちらに総合整備計画案を掲載しております。今回の追加事業は、まず15ページのニセコ辺地では3、公共施設の整備計画の表に施設名と記載されている区分がありますけれども、その下から2段目、飲料水供給施設の曾我地区・ニセコ地区簡易水道送水管布設事業を追加しています。16ページの曾我辺地では、3、同じく公共施設の整備計画の表の下から3段目の、これも同じく曾我地区・ニセコ地区簡易水道送水管布設事業、これを追加しており、いずれも緊急時に曾我地区からニセコ地区への配水を可能とする送水管の布設を行うというものでございます。同じく16ページの表の下から2段目、曾我地区簡易水道水源施設改修事業、これは曾我第2配水池の電気配線及び計装盤の改修工事を行うため追加するものです。ご説明した3つの追加のほか、これらの整備を必要とするための文言修正も行っております。

今回2辺地の総合整備計画の一部変更に当たり、令和2年11月11日付で北海道知事との協議が完了したため、本議案を提案するものでございます。

議案第5号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第16、議案第6号 ニセコ町道路線の認定について（元町東通）の説明をいたします。

議案の18ページをお開きください。議案第6号 ニセコ町道路線の認定について（元町東通）。

下記の路線を町道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

認定する路線、認定番号265、路線名、元町東通、起点、ニセコ町字元町441番、終点、ニセコ町字元町436番1。

令和2年12月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

まず、同じく別冊第11回ニセコ町議会定例会説明資料の2ページを御覧ください。町道認定路線図を掲載いたしました。ご参考としていただきたいと思います。本路線は、現在字元町436番地1に位置し、町道元町旧国道から東に247メートルにわたり設置された私道ですが、住居戸数も30戸を超え、また5.5メートル以上の道路幅も確保されております。なお、今回、今年7月には沿線住民から

町道認定に関する陳情が寄せられました。その後、今年10月の臨時議会においてもこの陳情が採択されたもので、今回町道として認定をしたく、議決を求めるものでございます。

議案第6号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第17、議案第7号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について説明いたします。

議案の20ページをお開きください。議案第7号 ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

ニセコ町議会議員及びニセコ町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

今回新たに制定する条例の本文及び条例の提案理由を議案の21ページから24ページにかけて掲載をしております。まず、説明に当たりまして、先ほどからご使用いただいている説明資料の3ページを御覧ください。まず、今回の条例制定の趣旨ですが、公職選挙法が改正され、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営が拡大されたこと、さらには町村議会議員選挙におけるビラ頒布が解禁されたため、当該改正に対応するため本条例を制定するものです。

次に、条例の概要ですが、町村議会議員選挙並びに町村長選挙について、次の3つの選挙運動について公費負担による上限を規定いたします。(1)は、選挙運動用自動車の使用について。①の一般運送契約、いわゆるハイヤー方式の場合、1日1台6万4,500円掛ける5日間、32万2,500円を上限として公費負担、②の個別契約、いわゆるレンタカー方式の場合、車両分、1日1台1万5,800円掛ける5日間、7万9,000円、燃料分、1日7,560円掛ける5日間、3万7,800円、運転手、1日1人1万2,500円掛ける5日間、6万2,500円、これらが上限となります。

(2)は、選挙運動用ビラの作成について。1枚単価の限度額は7円51銭で、作成枚数限度は町長選挙で5,000枚、今後解禁される町議会議員選挙では1,600枚が上限となります。

(3)は、選挙運動用ポスターの作成について。単価の限度額は525円60銭掛ける掲示場数プラス31万500円の合計額を掲示場数で除した額となります。作成枚数の限度は、掲示場の数となります。

なお、(1)から(3)については各費用とも有償契約が必要でございます。

では……

(何事か声あり)

失礼しました。ちょっと訂正させていただきます。さっきの(3)のポスターの件ですが、単価の限度額525円60銭と申し上げました。525円6銭の間違いでございます。失礼いたしました。

では、議案にお戻りいただきたく存じます。21ページから23ページにかけて先ほどご説明した内容を反映した条例について、その本文を掲載をしております。

23ページを御覧ください。ページ下の附則ですが、この条例は、公布の日から施行すると。

第2項、この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用するとしております。

24ページを御覧ください。提案理由は、先ほどご説明をさせていただきました。

最後に、ニセコ町まちづくり基本条例第57条による住民参加等について、ニセコ町まちづくり基本条例57条第1項第3号に該当し……

(何事か声あり)

すみません、先ほどから。まちづくり基本条例57条と申し上げました。54条の間違いでございます。

ニセコ町まちづくり条例第54条により住民参加等について、ニセコ町まちづくり基本条例54条第1項第3号に該当し、住民参加等の手続を要しないとしております。

議案第7号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第18、議案第8号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案の26ページを御覧ください。議案第8号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和2年12月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

今回の条例の提案理由ですが、国民健康保険税について国の制度改正による個人所得課税の見直しに伴い、年金、それから給与所得者が2人以上いる世帯において軽減措置が該当しにくくならないように軽減判定所得基準の見直しと公的年金等に係る所得についても軽減判定所得基準の見直しを行うため、本条例を提出するというものでございます。

では、先ほどからご利用いただいている説明資料の資料4を御覧ください。現行の国民健康保険制度における保険税は、低所得者に対する負担を軽減するため被保険者などの所得の合計額が一定額以下の場合に保険税のうち応益割について以下のとおり軽減措置が講じられております。例えば所得の合計額が基礎控除額33万円以下の場合、保険税応益割の7割軽減を受けています。以下、5割軽減の場合は同基礎控除額33万円プラス28万5,000円掛ける世帯内被保険者数以下、2割軽減の場合は所得の合計額が基礎控除額33万円プラス52万円掛ける世帯内被保険者数以下となります。今回個人所得課税の見直しにより所得税算定の際に控除額が33万円から43万円に増額されました。このことで年金、給与所得者が2人以上いる世帯は当人の担税力、例えば所得額に変化がない場合でも7割、5割、2割の軽減措置に該当しにくくなるという現象が起きます。今回はその影響を遮断するため、次のとおり見直しを行います。7割軽減基準額に該当するには所得の合計額が基礎控除額、改正された43万円にプラス10万円掛ける年金、給与所得者数引く1以下とする。5割軽減基準額に該当するには所得の合計額が基礎控除額、同じく43万円にプラス28万5,000円掛ける世帯内被保険者数プラス10万円掛ける年金、給与所得者の数引く1以下とする。ちょっと複雑ですみません。2割軽減基準額に該当する場合には所得の合計額が基礎控除額、同じく43万円にプラス52万円掛ける世帯内被保険者数プラス10万円掛ける年金、給与所得者数の数引く1以下とする。このような改正となります。

また、その下、公的年金等所得に係る国民健康保険税の課税の特例についてですが、読ませていただきたいと思えます。国民健康保険税を軽減する判定の基準となる所得金額について、公的年金

等に係る所得種類の変更、給与所得から雑所得への変更ということでございます。これにより年齢65歳以上の被保険者に係る所得金額は給与所得であった場合よりも15万円増加します。そこで、軽減対象となり得た年金所得の水準であれば、変更後の軽減の対象となるよう国民健康保険税の軽減の判定に用いる所得金額を算定する場合、公的年金等に係る所得から制度変更による所得の増加分、15万円を控除して調整することとなっているため、軽減判定する所得金額について年齢65歳以上の被保険者に係る公的年金等の収入額が110万円を超えるものは15万円を増加し、125万円を超えるものとして扱うということにしております。

なお、この改正についての現行条例と改正後条例の比較は、別添A 4横書きの新旧対照表を作成しましたので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

続いて、議案にお戻りいただきます。議案の27ページをお開きください。27ページでございます。先ほどのご説明した内容を反映した国民健康保険税条例の一部を改正する条例の本文を記載してございます。

27ページ下の附則ですが、この条例は、令和3年1月1日から施行いたします。

第2項、この条例による改正後のニセコ町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとしています。

28ページを御覧ください。最後に、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による住民参加等について、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、住民参加等の手続を要しないとしております。

議案第8号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第19、議案第9号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明いたします。

A 4横書き、横長の補正予算の議案書1ページをお開きください。議案第9号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,525万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億7,881万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年12月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、歳出を3ページに掲載してございます。

4ページは飛ばしていただきまして、6ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書

の総括の歳入を載せてございます。7ページの歳出を御覧ください。下の合計の欄でございますが、今回の補正額4,525万3,000円の財源については、国、道支出金で263万2,000円、その他財源で2,230万円、一般財源が2,032万1,000円でございます。

説明の都合上、12ページをお開きください。歳出です。歳出の12ページをお開きください。まず、今回の補正予算ですが、新型コロナウイルスの影響で事業を見送ったことによる予算の執行残についての減額補正も含んでおりますので、あらかじめご承知おきをいただきたいと存じます。

まず、12ページ、1款1項1目議会費、18節負担金補助及び交付金に計上した羊蹄山麓町村正副議長研修視察負担金と後志町村議会議長会研修視察負担金の合計マイナス60万6,000円は、いずれも新型コロナウイルス感染症拡大の影響により視察を取りやめたことに伴う減額でございます。

13ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目文書広報費として印刷製本費13万1,000円の計上です。「広報ニセコ」の印刷製本について、新型コロナウイルス緊急対策掲載号、広報6月号でございますけれども、これの増刷代、それから緊急対策号と貼るシール代、そのほかページ数が増えた月があり、今後の予算不足が見込まれることから、所要額を補正するものでございます。

12目財産管理費、14節工事請負費の旧宮田小学校改修工事52万8,000円は、町が旧宮田小学校の一部を貸し付けている小樽開発建設部後志中部農業開発事務所から来年4月からの職員増加に伴う室内改修、現在の物置を執務室に変更したい、変更してほしいというその要望があり、室内の棚及び間仕切りの壁の撤去、FFストーブを1台設置するための費用を補正するものでございます。次に、立ち木伐採工事232万7,000円については、忠魂碑内の樹木について今年度の強風により一部倒木が発生し、幸い民家に影響はありませんでしたが、今後強風等で倒木した際に近隣民家や道路に被害が及ぶ可能性のある樹木について被害防止の観点からシラカバ、それから落葉樹など計30本程度を伐採するための費用を補正するものでございます。なお、伐採については遺族会も承認をいただいております。

それから、20目庁舎等整備費、14節工事請負費の役場庁舎防災センター建設工事1,485万円は、現在建設中の役場新庁舎について、当初の設計では収まりの都合によりロールカーテン、それからブラインドを施工範囲としておりませんでした。工事の進捗に伴い寸法が確定したため、これを取り付けるための費用を補正するものでございます。次に、新庁舎電話設備設置工事109万3,000円は、役場新庁舎の電話設備設置に要する工事費を補正するものですが、屋内配線工事については本体工事と同時期の令和2年度に実施しますけれども、電話本体などの設置は新庁舎完成後に行うため工期は令和3年5月末を予定しており、予算については債務負担行為を設定いたします。

一度議案の4ページにお戻りください。議案の4ページ、今回の電話工事の総事業費1,092万3,000円のうち今回の補正額109万3,000円の残り983万1,000円、これを令和3年度実施分債務負担として追加設定しております。

続いて、24ページを御覧ください。ちょっと行ったり来たりしますが、すみません。24ページ、これ24ページには債務負担行為の支出予定額とその財源内訳を記載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

では、改めまして議案の13ページにお戻りいただきたく存じます。中ほどの20目庁舎等整備費、

17節備品購入費の一般備品226万円は、役場新庁舎の備品購入についてニセコライオンズクラブから200万円の寄附をいただきましたが、今回その寄附を充当して、子育て関連備品を整備するものでございます。購入予定の備品は、キッズコーナーベンチ、本立て、積み木、それから授乳室の椅子、おむつ交換台、着替え台などを予定しております。

その下、22目新型コロナウイルス特別対策費、10節需用費の消耗品17万4,000円は、新型コロナウイルス感染症の長期化に鑑み、今後予定される選挙において選挙人同士の距離を確保するため整列表示マットを、また3行下の17節備品購入費の事務用品費30万3,000円は、同じく選挙人の距離を確保するため投票記載台の購入費をそれぞれ補正するものでございます。14節工事請負費、綺羅乃湯施設改修工事164万7,000円は、綺羅乃湯の女性用トイレの和式トイレを洋式トイレに改修するもので、現在女子トイレ5ブースのうち和式トイレが3つ、洋式トイレが2つ設置されていますが、そのうちの2つを洋式トイレに改修します。今回の措置は、新型コロナウイルスに伴う感染症対策として洋式トイレの蓋をして水を流す予防策が推奨されるなど、水の飛散を防止することで衛生面の機能向上につなげるために行うものでございます。なお、和式トイレを1つ残すという理由は、便器に直接触れることができない方への配慮としております。次に、総合体育館機能向上改修工事357万5,000円は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により運動機会が少なくなった子どもや大人が比較的広い場所で換気をしながら安全に運動を楽しむことができるよう遊戯室及び2階体育室の改修を行うもので、改修内容は遊戯室にクッションマットやスポーツフロアを敷き、活動しやすい環境をつくるとともに、安全対策として窓転落防止柵を設置します。2階体育室については、木製のスポーツ床材に変更することや割れない全身鏡を設置することでダンス、ヨガを含め様々な運動を楽しめる仕様に改修いたします。17節備品購入費の事務用品費は先ほど説明しましたので、その下、体育施設用備品903万7,000円は、総合体育館の遊戯室及び2階体育室の改修に伴い、バランストレーニングを楽しみながら身体の機能向上が図られるよう各種備品を整備するものです。購入予定の備品は、子ども向けの透明クライミングウォール、乳幼児向けのソフト平均台やバランスボール、大人でも使用できるスラックライン、移動型の鏡やスピーカーなどを整備し、感染症対策を図りつつ体全体のバランス感覚を高める取組を推進していきます。続きまして、14ページをお開きください。14ページ、18節負担金補助及び交付金の消費喚起プレミアム商品券発行事業補助719万2,000円は、別冊の補足資料、今度は補足資料のほうです。こちらの1ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染拡大……よろしいですか。今度は補足資料。A4横の補足資料です。その補足資料の1ページでございます。新型コロナウイルス感染拡大の影響による町内消費回復のためプレミアムつき商品券を10月10日から販売を開始しましたがけれども、既に町外者用商品券は5割程度の販売となっており、今後オンシーズンにおいて不足が懸念されることや新型コロナウイルス感染拡大に伴うスキー場への誘客に多大な影響を及ぼすものと予想されることから、町民も含めた多くの人たちにスキー場利用の促進を図りたいと考えており、町外者向けプレミアム商品券4,000冊の追加発行を行います。なお、事業者の協力を得てスキー場内に販売所を設置し、町民も含めた来訪者に1人当たり1冊の販売の取組を併せて実施します。なお、予算の内訳ですが、プレミアム分として10%分、200万円を北海道からの追加支援、それから町の負担としてプレミアム分400万円、それか

ら観光協会の事務費の追加負担119万2,000円の合計719万2,000円の補正となります。なお、町民向けについては既に予定数を超え、完売をしておるところでございます。次に、事業者経営維持・未来支援給付金、マイナス1,110万円については、事業者経営維持・未来支援給付金について計260件分の予算措置をしていましたが、6月1日から30日までの間と8月3日から31日までの間の2回の申請期間を設け、申請を受け付けた結果、計186件、2,790万円、執行割合71.5%の給付を行いました。この未執行額については、他の事業に充当するため減額補正を今回行います。次に、その下、スキー場感染症予防対策強化支援給付金780万円、これは再度先ほどの補正資料の2ページを今度は御覧ください。補正資料の2ページでございます。本事業では、世界一安全、安心なスキー場づくりを目指し、スキー場での新型コロナウイルス感染防止対策を促進、強化させることで国内外にスキー場をアピールし、多くの方に安心してスキー場を利用してもらおう考えの下に管内4町村が連携して実施するものです。新型コロナウイルス感染防止の基本額80万円、これに索道数に応じた加算額を加えて支給しますが、1スキー場当たりの上限額は300万円とします。連携町村は赤井川村、倶知安町、留寿都村、そして本町と、この4つの町村でございます。給付条件は、記載のとおりというふうになります。次に、公共施設内事業者経営維持給付金494万円について、こちらも補正資料の次は3ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染拡大により町が休業要請をした公共施設利用事業者を支援するため経営維持の給付金を給付をいたします。対象は、道の駅ニセコビュープラザの直売会とフードショップ及びニセコリゾート観光協会です。給付基準は、休業要請した18日間を基本とし、雇用調整交付金の上限額を参考に日額1万5,000円を支給します。また、併せて新型コロナウイルス対策費用として10万円、もしくは3万円を加算給付します。最終的な給付予定額は、直売会199万円、フードショップ一律30万円、ニセコリゾート観光協会145万円を予定し、総事業費は494万円となります。

次に、15ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、10節需用費の食糧費、マイナス63万4,000円、これは新型コロナウイルス感染拡大の影響により敬老会の開催を中止したことに伴う減額補正でございます。なお、敬老会開催の代替として、記念品等の送付を流用対応で行っております。次に、18節負担金補助及び交付金のニセコハイツ・デイサービスセンター設備更新等事業補助67万7,000円は、現在使用している冷蔵庫2台、冷凍庫1台について使用年数が7年から11年と長いことから、これらをまとめた大型冷凍冷蔵庫を購入するための費用を補正するものです。この更新によりまして容量が788リットルから1,043リットル、プラス255リットルとなり、現在冷房がついている部屋で管理している食材を適正に保管することができ、併せて冷蔵庫などの集約だけで20ワットの電力削減もできるようになるというものでございます。

続きまして、3目後期高齢者医療費、18節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療給付費負担金38万2,000円は、令和元年度分の医療給付費負担金の精算に伴い本町の負担額に不足が生じたことから、所要額を補正するものでございます。その下、27節繰出金の後期高齢者医療特別会計繰出金6万7,000円は、後期高齢者会計の歳入歳出均衡に伴う繰出金を補正するものでございます。

それから、その下、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、13節使用料及び賃借料のバス借り上げ料、マイナス35万2,000円は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりニセコこども館の町外レ

クリエーションを取りやめたことに伴う減額補正ということでございます。

次のページ、16ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、10節需用費の消耗品14万9,000円及び医薬材料費15万1,000円は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染予防として、マスクや手指消毒用アルコールを購入するための費用を補正するものでございます。財源として感染症予防事業費負担金、負担率3分の2でございませけれども、この負担金を充当いたします。

その下、3目環境衛生費、18節負担金補助及び交付金の飲料水施設整備事業費補助300万円は、水道給水区域外で利用されている町内会の共用井戸について経年劣化により不具合が生じ、共用井戸の更新が進められています。これに伴い補助申請が出される見込みとなったことから、所要額を補正するものでございます。なお、これまでであった飲料水施設整備事業費補助要綱は、内容の見直しを行い、新たに飲料水供給施設整備事業費補助規則を制定をいたします。これまでの要綱との主な変更点としては、1つ、従前1戸や共同での2戸以上を対象とした受益戸数を今後は共同による3戸以上に限定する。2つ目、これまでは新規整備、改修のどちらも対象としていましたが、今後は改修のみに限定する。3つ目、整備費の下限を50万円に設定する。4つ目、これらの3点を制限した上で事業費の3分の1以内、50万円であった補助額を今後は事業費の2分の1以内、300万円、ただし1戸当たり上限を最大30万円とし、水道給水区域外における町民の公衆衛生の向上、生活環境の改善及び健康保持に寄与いたします。

その下、7目環境対策費、3節職員手当等の時間外勤務手当22万円は、本年7月に設立された株式会社ニセコまちへ出向中の職員や環境モデル都市推進業務における時間外勤務の手当が不足する見込みとなったことから、補正するものでございます。

17ページ、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、その産業まつり事業補助、マイナス40万円、これは新型コロナウイルス感染拡大の影響により産業まつりの開催を中止したということに伴う減額補正でございます。その下、環境保全型農業直接支払交付金16万2,000円は、環境保全型農業直接支援対策事業について支援対象農地の増加による交付金が増額となるための補正ということでございます。なお、財源として国費2分の1、道費4分の1を充当する予定でございます。

その下、6目農地費、18節負担金補助及び交付金の多面的機能支払交付金事業交付金16万6,000円は、多面的機能支払交付金事業における対象農用地の面積について、国営事業の令和元年度施行分及び農地転用などによる面積増減の結果、交付金が増額となるため補正するものでございます。なお、同じく財源として国費2分の1、道費4分の1を充当するという予定でございます。

続きまして、18ページ、7款商工費、1項商工費、2目観光費、14節工事請負費の綺羅乃湯営繕工事52万6,000円は、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯のトイレ改修に伴う手すりの増設とベビーチェアを設置する補正です。先ほど説明させていただいた新型コロナウイルス特別対策費の14節工事請負費の綺羅乃湯のトイレ改修に付随して実施するものでございます。今回新たに手すりを設置するのは男性用トイレに1か所、女性用トイレに1か所、和風風呂脱衣所のトイレに1か所、洋風風呂脱衣所のトイレに1箇所の計4か所に施工をいたします。それによって高齢者などへの利便性の向上を図

ります。また、併せてベビーチェアを多目的トイレに設置し、乳児などを連れの方への利便性を高めるといふ予定でございます。

続きまして、19ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、8節旅費の特別旅費、マイナス67万8,000円は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりニセコスタイルの教育に関する教職員研修及びニセコ学の先進地視察を取りやめたことに伴う減額補正でございます。

その下、4目教育諸費、1節報酬の会計年度任用職員報酬、マイナス243万6,000円は、令和2年度当初からニセコ高校に配属予定であったALTが新型コロナウイルス感染症の影響により入国できない状況が続いており、その未執行となる額を減額補正するものでございます。なお、令和3年1月7日に来日予定ということでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、14節工事請負費の近藤小学校校舎等改修工事159万8,000円は、近藤小学校について近年児童数が増加傾向にあり、教室不足が生じる見込みとなっていることから、10月臨時議会では今後増築するための基本設計費用を補正計上いたしました。令和3年度当初から普通教室が1教室不足の見込みとなっており、子どもの学習環境の確保として音楽室を普通教室化するための工事費を補正するものでございます。同じく14節のその他営繕工事51万3,000円は、現在近藤小学校で使用している電話機2基について職員室で親機1台、校長室で子機1台を配置し、使用しておりますけれども、校長室にある子機が故障し、専門事業者にお問い合わせしたところ、部品製造が中止となっており、修理不能であるということが判明しました。このため電話機の更新費用を補正計上しますが、近藤小学校では児童数の増加により電話対応のニーズが増えていることや新型コロナウイルス感染症等に伴う利便性向上を図る観点もあり、子機1台を増設するための費用も併せて補正するものでございます。また、ニセコ小学校において電話機の自動制御により電話とファクスのアナログ回線が混在し、ファクス番号が相手に通知されたり、ファクスエラーが起こるなどの不具合が生じており、これまでアナログ回線だった電話回線をデジタル回線に変更するための費用も補正計上いたします。次に、17節の備品購入費の一般備品86万4,000円とその下、教材備品41万6,000円は、次年度ニセコ小学校で20名程度の児童数増加が見込まれることや近藤小学校で1学級増となることが見込まれるため、不足する机、椅子、教室用備品類の購入費を補正するものです。ニセコ小学校では児童用机20台、それから椅子を20脚、これで47万250円、それから近藤小学校では可動式児童用机7台、それから可動式児童用椅子7脚及び教員用デスク、椅子、黒板消しクリーナー、掃除機、配膳台、台車など39万3,442円、補正額、合わせまして86万4,000円でございます。その下の教材備品41万6,000円の内訳は、近藤小学校用の書画カメラ、CDラジオ、液晶ディスプレイ、ディスプレイスタンドでございます。

その下、3項中学校費、1目学校管理費、14節工事請負費、その他営繕工事3万9,000円は、ニセコ中学校もニセコ小学校と同様に電話機の自動制御による電話とファクスのアナログ回線が混在して、ファクスに不具合が生じるということございまして、これまでアナログ回線だった電話回線をデジタルに変更すると。そのための補正ということでございます。

20ページをお開きください。5項1目幼児センター費、18節負担金補助及び交付金の施設型給付費負担金35万2,000円では、ニセコ町内の児童が幼児センター以外の認定こども園や幼稚園に通園す

る場合に施設型給付費を支給しており、当初倶知安町の認定こども園に通園する3名分の予算計上をしておりましたが、6月から新たに1名が蘭越町の幼稚園に通園するようになっており、予算が不足する見込みとなったことから、補正するものでございます。なお、国費負担金及び道費負担金も増額するため歳入補正も併せて行うというものでございます。

続きまして、6項社会教育費、1目社会教育総務費、1節報酬の会計年度任用職員報酬19万円は、集落支援員に係る会計年度任用職員報酬について当初最低号俸での予算措置をしていましたが、前歴のある職員を採用したことにより予算不足が生じる見込みとなったこと、それからニセコみらいラボ、公営塾ですけれども、みらいラボ事業の実施に当たり当初見込んでいなかったスクールコーディネーターの時間外勤務手当が発生することから、所要額を補正するものでございます。

その下、7項保健体育費、1目保健体育総務費、7節報償費の各種スポーツ大会賞品、マイナス39万1,000円は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により町民運動会、全町ソフトボール大会、全町9人制バレーボール大会、これらを開催中止としたことに伴う各種スポーツ大会賞品の減額補正でございます。その下、18節負担金補助及び交付金のニセコマラソンフェスティバル大会補助、マイナス293万9,000円は、こちらも新型コロナウイルス感染拡大の影響によりニセコマラソンフェスティバルを開催中止としたことに伴う減額ということでございます。なお、5月29日に開催中止を決定しましたが、それまでの開催に向けた準備等に係る費用については支出を行っているということでございます。その下、町民スポーツ大会参加交付金、マイナス54万円は、先ほどご説明しました町民運動会等の中止に伴う参加者への交付金の減額となります。

次のページ、21から23ページは給与費明細書でございます。後ほど御覧いただきたいと思っております。21から23ページは給与費明細書で、後ほど御覧いただきたいと存じます。

続いて、歳入について、8ページを御覧ください。15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目教育費国庫負担金、1節幼児センター費負担金では、子どものための教育・保育給付費負担金11万円の計上ですが、先ほどもご説明しました倶知安町の認定こども園に通園する3名分の予算計上のほか、6月から1名が蘭越町に通園するというところで、これに伴いまして施設給付費の国費負担分を増加するための補正ということでございます。

9ページ御覧ください。16款道支出金、1項道負担金、2目教育費道負担金、1節幼児センター費負担金では、8ページでのご説明同様、施設給付費の道費負担分7万7,000円を増額補正するための歳入補正でございます。

3目衛生費道負担金、1節保健衛生費負担金では、感染症予防事業費負担金20万円の計上でございます。歳出でご説明しましたマスク、消毒用アルコール等の購入費30万円の3分の2に当たる20万円を感染症予防事業費負担金として補正計上いたします。

その下、2項道負担金、4目農林水産業費道負担金、1節農業費補助金では……

(何事か声あり)

すみません。補助金の部分を負担金と読み違えているところがありました。失礼しました。2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金、こちらでは環境保全型農業直接支援対策交付金12万1,000円でございます。これは支援対象農地が増加したことに伴う増額補正でござ

います。その下、多面的機能支払交付金12万4,000円、これは多面的機能支払交付金事業における対象農用地の面積について、国営事業の令和元年度施行分及び農地転用によります面積増減の結果、交付金が増額となるというための補正でございます。

5目商工費道補助金、1節商工費補助金では、プレミアムつき商品券発行支援事業費補助金200万円、プレミアム商品券発行事業について財源となるプレミアム率10%分の道補助金を補正するものでございます。

それから、10ページ、19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金、こちらでは2,100万円の計上でございます。本町における新型コロナウイルス緊急対策事業の財源不足分として財政調整基金繰入金を補正するものです。なお、今回を含む財政調整基金繰入金の補正計上額は6,700万円となっております。

8目1節庁舎建設基金繰入金では2,230万円の計上、9月定例議会から本定例議会まで補正予算計上している工事費等の財源について今後起債二次申請、公共施設等適正管理推進事業債及び緊急防災・減災事業債でございますが、この二次申請を行います、それまでの財源調整として庁舎建設基金を充当するための補正でございます。

11ページお開きください。20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金では、歳入歳出の均衡を図るためマイナス67万9,000円の補正でございます。

議案第9号については以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

この際、議事の都合により午後2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時14分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（山本契太君） では、引き続き説明させていただきます。

日程第20、議案第10号 令和2年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

25ページをお開きください。議案第10号 令和2年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,325万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。26ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が26ページ、歳出を27ページに載せてございます。

28ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

29ページの歳出を御覧ください。今回の補正額25万3,000円、この財源については全て国、道支出金となっています。

先に31ページをお開きください。歳出でございます。31ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料で社会保障・税番号制度対応業務委託料25万3,000円の計上でございます。現在使用している市町村事務処理標準システムについて、オンライン資格確認などの実施に伴う帳票修正及びシステム改修に要する費用を補正するものでございます。費用負担は、帳票修正については現在後志広域連合に加盟している計16団体中、同じシステムを使う15団体の案分となり、システム改修は国保連からの通知額で、いずれも財源として社会保障・税番号システム整備費補助金、補助率10分の10でございますが、これを充当いたします。

次に、30ページの歳入でございます。6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金、2節社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、社会保障・税番号システム整備費補助金として25万3,000円の計上でございます。市町村事務処理標準システムの帳票修正及びシステム改修について財源となる社会保障・税番号システム整備費補助金、10分の10の補助率、これを補正するものでございます。

議案第10号については以上でございます。

続きまして、日程第21、議案第11号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算について説明いたします。

33ページをお開きください。議案第11号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ78万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,004万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が34ページ、歳出は35ページに載せてございます。

36ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

37ページの歳出を御覧ください。今回の補正額78万3,000円の財源については、国、道支出金として1万6,000円、その他6万7,000円、一般財源が70万円でございます。

先に歳出の41ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料では、後期高齢者システム改修業務委託料8万3,000円、現在使用している後期高齢者システム

について令和2年度税制度改正に伴うシステム改修費を補正するものです。財源として、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を充当します。

42ページを御覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金補助及び交付金では、北海道後期高齢者医療広域連合負担金70万円を計上してございます。北海道後期高齢者医療広域連合が行った再試算により前年度の予算編成時に提示のあった令和2年度分保険料納付額が過少見積りであることが判明し、負担金に不足が生じる見込みとなったために補正するものでございます。なお、本件は保険料の増額に伴う補正であることから、歳入の保険料も同額補正いたします。

次に、歳入の38ページを御覧ください。1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、1節現年度分特別徴収保険料70万円の計上でございます。今ほど説明した70万円の同額補正となります。

39ページ、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目1節事務費繰入金6万7,000円の計上です。後期高齢者システムの改修費について財源となる補助金を差し引いた町単独費を一般会計から繰り入れるための補正ということでございます。

40ページ、5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目1節高齢者医療制度円滑運営事業費補助金1万6,000円の計上です。これは、後期高齢者システム改修の財源となる高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の内示額を補正するものでございます。

議案第11号については以上でございます。

なお、本補正予算に係る各会計総括表及び各会計の歳入及び歳出の内訳、補正予算の内訳については、別冊にお配りしております補正予算資料の資料ナンバー1を御覧いただきたいと存じます。

提出議案の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、ただいま説明がありました議案第4号 指定管理者の指定について（後志南部地区地域資源循環管理施設）の件から議案第11号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算までの件8件は、質疑、討論、採決を12月16日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 指定管理者の指定について（後志南部地区地域資源循環管理施設）の件から議案第11号 令和2年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計補正予算までの件8件は、質疑、討論、採決を12月16日に行うことに決しました。

◎日程第22 発議第11号

○議長（猪狩一郎君） 日程第22、発議第11号 日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書案の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

斉藤うめ子君。

○5番（斉藤うめ子君）では、日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書案の要旨と説明をさせていただきます。

1945年8月、広島と長崎に原爆が投下されてから今年75年の節目の年になります。広島、長崎にそれぞれ投下された一発の原子爆弾は罪のない多くの人々の命を奪い、街は破壊され、生き残った被爆者もその傷と後遺症に今なお苦しんでいます。

日本は唯一の原子爆弾による核兵器による被爆国であり、核兵器廃絶に向けて最も積極的にその役割を果たすべき立場にあります。国際社会からも日本の働きが強く求められています。にもかかわらず、日本政府がアメリカなど核保有国とともに核兵器禁止条約に反対の態度をとり続けていることは、被爆者をはじめ核兵器廃絶を求める多くの日本国民や世界中の人々の願いに反するものです。

核兵器禁止条約は、核兵器の違法性、非人道性を明確に示しており日本政府の署名と批准は核兵器廃絶への大きな前進となります。日本政府はこれまでの態度を改め、速やかに核兵器禁止条約への署名、批准を行うよう強く要望いたします。

日本国内では、今年10月23日現在495の自治体が意見書を可決し、採択しました。これは、全国1,700自治体の約3分の1に近い数になります。そして、そのうち今年4月30日から10月23日までの約半年間で国内47自治体議会が核兵器禁止の意見書を可決しています。また、核兵器禁止条約に反対するアメリカ国内においても2018年8月、カリフォルニア州議会が核兵器禁止条約の決議を採択し、続いてニュージャージー州、首都ワシントン特別区、ボルティモア、デモインと核兵器禁止条約に賛成する議会が相次いでいます。日本と同様に核の傘の下にいるベルギーやオランダもこの条約に前向きな姿勢を示しています。ベルギーの世論調査では、ベルギー政府が核兵器禁止条約に署名することに賛成が60%を超え、反対は10%にとどまっています。核兵器に依存する安全を担保しようとする国は、今や少数になっています。もはやこの潮流を押し戻すことはできません。核兵器のない世界へ向けて議員の皆様のご審議を心よりお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより発議第11号 日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書案の質疑に入ります。質疑ありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 意見書の提出先について衆議院議長から防衛大臣まで記載をされておりますが、いわゆる核兵器禁止条約の署名と批准を求めるという立場であれば、内閣総理大臣及び外務大臣で足りるのではないかと推測いたします。今回このように衆議院議長ほか記載しているその理由をお知らせいただきたいと思えます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ここに提出先を、今おっしゃったように、総理大臣、外務大臣のみ記載しなかったということは、この禁止条約に関して、これは国でやはり審議しなければならないことであり、国会でもって審議していただきたい。それには衆議院、参議院、それから今の政府全体で

決めなければならないことなので、提出先をこのように記載、連名させていただきました。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） この核兵器禁止条約については、国連総会において2017年、このとき核兵器を保有している大国、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国、この5か国は非常に強く反対しておりました。それから、今現在の国際環境も核廃絶に進む意味では非常に厳しい環境にあると思います。そうした厳しい環境にもかかわらず、日本政府がこの条約を批准することの意義、そして核兵器廃絶に近づいていくということの意義について改めてご説明を追加していただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） これについては、少々時間をいただきたいと思いますので、即お返事するのではなくて、準備させていただきたいと思います。今日、今すぐになるか、それはちょっと検討していただきたいと思っています。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員、それでよろしいですか。

○8番（高木直良君） はい。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっている日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書案は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める意見書案は、総務常任委員会に付託することに決しました。

◎休会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。

議事の都合により、12月10日から12月15日までの6日間、休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、12月10日から12月15日までの6日間に休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、12月16日の議事日程は当日配付します。
本日はご苦労さまでした。

散会 午後 2時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 青 羽 雄 士 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (自 署)